

令和元年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年 9月6日 (金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年 9月6日 (金) 午前 8時58分
散 会 日 時	令和元年 9月6日 (金) 午後 5時00分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第57号	鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第58号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第59号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第60号	鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第61号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第62号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第63号	鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第64号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第65号	鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第66号	鴻巣市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第67号	鴻巣市吹上福祉活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第68号	鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第69号	鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第70号	鴻巣市文化センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第71号	鴻巣市映画館条例の一部を改正する条例	原案可決
第72号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第90号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決

第92号	令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第94号	平成30年度鴻巣市一般会計決算認定のうち、本委員会に付託された部分	認定
第97号	平成30年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認定

委員会執行部出席者

（こども未来部）

こども未来部長 永野 和美  
こども未来部副部長 小林 宣也  
こども応援課長 鳥沢 保行  
こども応援課副参事 久保田明子  
子育て支援課長 伊藤 正一  
保育課長 佐々木晴美

（教育部）

教育部長 佐藤 康夫  
教育部参与 野本 昌宏  
教育部副部長  
兼教育総務課長 岡田 和弘  
中学校給食センター所長 谷 広明  
生涯学習課長 伊藤 和代  
教育部副部長

（健康福祉部）

健康福祉部長 田口千恵子  
健康づくり部副部長 細野 兼弘  
福祉課長 川畷 利徳  
障がい福祉課長 新井 隆司  
障がい福祉課副参事 新島 政博  
健康福祉部参事  
兼健康づくり課長 清水 恵子  
介護保険課長 福島 光一

兼学務課長 大島 進  
学校支援課長 上岡 勝  
学校支援課副参事 池田 耕司  
スポーツ課長 竹井 豊  
吹上支所副支所長 大澤 昌弘  
川里支所副支所長 神田 英昭

書 記

森田 慎三  
松岡 佐織

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。金子雄一委員と橋本稔委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第57号 鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第58号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第61号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第62号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第63号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号 鴻巣市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第67号 鴻巣市吹上福祉活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第68号 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第69号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第70号 鴻巣市文化センター条例の一部を改正する条例、議案第71号 鴻巣市映画館条例の一部を改正する条例、議案第72号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分、議案第92号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定のうち、本委員会に付託された部分、議案第97号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案20件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。付託されている20議案のうち6議案が使用料の改正についてということから、一括して審査を行いたいと思います。

それでは、審査の方法ですが、初めに子育て支援課にかかわる議案第58号及び議案第59号、次に保育課にかかわる議案第60号から議案第64号、次に福祉課にかかわる議案第65号及び議案第66号並びに議案第67号、次に使用料にかかわる議案第57号及び議案第68号から議案第72号、次に全ての部にかかわる一般会計補正予算の議案第90号、次に議案第94号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、健康福祉部にかかわる特別会計の補正予算及び決算の議案の第92号及び議案第97号について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。なお、質疑については委員1人当たり質疑、答弁を含め、議案第94号については30分、それ以外の議案については20分を目標に委員の皆様のご協力をお願いしたいと申し上げます。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない執行部の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前9時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

初めに、議案第58号及び議案第59号の子育て支援課にかかわる2議案について執行部の説明を求めます。

(子育て支援課長) それでは、議案第58号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、これまでひとり親家庭に係る医療費助成では市民税非課税者の

受給者は自己負担金を控除せず、医療費を助成し、市民税が課税されている受給者は医療費から一定額の自己負担金を控除した額を助成してしました。今回の改正では、市民税が課税されている受給者についても非課税者と同様な取り扱いをし、自己負担金を控除せず、医療費の助成を行い、制度の拡大を図るものです。これにより、ひとり親家庭等の全ての受給者が自己負担金なしで医療費の助成を受けられるようになります。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありますか。

（諏訪）ただいまの58号で質問させていただきます。

ひとり親家庭の医療費の今まで自己負担のあった課税世帯のところに、これからは非課税世帯の方と同様に自己負担をなくすということによろしいですね。

それで、自己負担額なのですからけれども、通院と入院でそれぞれあるかと思いますが、1人お幾ら、1人というのでしょうか、1日ですか。1回の医療費の中でお幾らになりますか。

（子育て支援課長）外来につきましては、医療機関ごと1人1カ月1,000円、自己負担金がありました。入院につきましては、医療機関ごと1日1,200円の自己負担金がありました。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、外来で月に1医療機関で1,000円、1人、入院で月に1,200円ということですからけれども、今回対象となる、いわゆる今まで自己負担をしていた方々、課税所得のある方々なのですが、は何人ぐらいいらっしゃるのかということと、それによる影響額をお願いいたします。

（子育て支援課長）令和元年8月1日現在の状況でございますが、自己負担金がなくなる課税者については、父、母につきましては276名、児童につきましては394名でございます。影響額につきましては、200万程度が想定されます。

以上でございます。

(橋本) ちょっと1点だけ。さっき父、母、今は基本的なところを聞きますけれども、父子家庭もひとり親ということで理解してよろしいのですよね。

(子育て支援課長) はい、そのとおりでございます。

(橋本) 先ほど父、母276人、児童が394人ということ、これもう基本的なこと言うのですけれども、父親と母親の医療費も無償になるということを考えていいのですか。そういう意味ですか。

(子育て支援課長) そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) ないようでしたら、ほかに質疑はないということ、終結をさせていただきます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。採決は挙手をお願いいたします。

初めに、議案第58号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第59号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をお願いいたします。

(子育て支援課長) 議案第59号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これまで医療費の支給対象となる子どもの医療費の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもで、3人以上養育している世帯の子どもについては通院及び入院の医療費を助成し、養育している子どもが3人未満の場合であっても入院にかかる医療費を助成してまいりました。そして、今回の改正は助成の対象をさらに拡大し、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの通院に係る医療費について助成の対象とするものです。これにより、令和2年4月診療分から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに係る通院、入院の医療費の助成対象とする改正の条例です。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（諏訪）18歳までの子どもさん、就労していないという方々が全てが通院も含めた医療費が無料になるという改正でよろしいわけですね。多子世帯への助成のときと、それから多子世帯ではなくても入院まで可能になったときとありますよね。そのときの医療費の差というものは出ていますでしょうか。

（子育て支援課長）多子世帯のときと、多子世帯する前の差という部分でございます。質問だと思のですが、平成30年度の決算ベースですと多子世帯の支給額は約460万円でございます。それで、純然たる中学3年生までの医療費の助成額が3億2,000万円というところでございます。

あと、平成30年度から開始しました入院につきましては、約76万円ほどでございます。

以上でございます。

（諏訪）とても早い段階で通院も含めて全ての18歳までの子どもさんの医療費が無料になるということなのですが、ただいま金額的に見ますとそれほど大きな金額ではなかったなというふうに思うのです。やはり始めるときに18歳まで拡大したときに、これは本当に長い間市民の要求が、子どもの医療費の無料化を求めてきた結果が少しずつ前進をしたと私は考えているのですが、それほど大きな金額の差がなく行っているわけな

のですが、今回通院も含めて医療費を無料にするということで、その影響額というものはどのように試算されていますでしょうか。

（子育て支援課長）その影響額につきましては、医療費につきましては約3,200万円ほどを想定しております。

以上でございます。

（諏訪）鴻巣市、本当に子どもの医療費の無償化が随分他市に比べて先駆けて行われてきたと私は思っているのですが、今回は通院までとなると相当額がただいま伺った限りには3,200万円かかりそうだとということなのですが、ここに思い切って通院までにした経緯と申しますか、その辺の話し合われた経緯を伺いたいと思います。

（子育て支援課長）今回の高校生の年齢までのお子様の医療費の無料の引き上げということは、やはり子育て世代の経済的負担の軽減はもちろん、結婚、出産を考える若い世代にとってやっぱり地元定着の大きな機会にもなります。若者の人口の流出の増加にも歯どめがかけられるということと、あと若い世代の将来の負担の軽減という目的もあるのかなと認識しております。

以上でございます。

（橋本）私、一般質問しているのですが、質問はしたくないのですけれども、ちょっと2点だけです。

まず、1点は県内で北本が先に始めたので、うちの地域は隣なので、以降、そういうふうについてやるのだと言われていたのですけれども、県内で今回4月始めて何番目なるのでしょうか。高校3年生まで医療費無償化というのは。

（子育て支援課長）平成31年度4月1日現在で21市町村が18歳の子どもまで実施しております。今、平成31年4月1日現在21市町村で18歳の通院をやっております。8月に東松山がスタートしたという情報は聞いておりますので、それだけ見ると21、22、23番目になるのかなという。あと、いろんな情報もあるので、そういう状況でございます。以上でございます。

（橋本）近隣では、羽生だ、行田とか上尾、そういうところはまだやっ

ていないという。

(子育て支援課長) 近隣ですと、行田、桶川、北本、伊奈が実施しております。

以上でございます。

(橋本) あともう一点、私の子どもは高校のときよく接骨医、そういうリハビリ、保険がきくようなところ、そういうところって、リハビリ、そういうのは対象になるのでしょうか。

(子育て支援課長) 接骨や整骨につきましては、保険医療機関ではないので、そこは償還払いで対応をしているところでございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

(子育て支援課長) 現物ではございません。現物給付ではございません。

(委員長) 一旦払って後でということ。

(橋本) 無償化の対象に。

(子育て支援課長) 無償化の対象でございます。

(だから、無償化の対象になるの声あり)

(子育て支援課長) 無償化の対象になります。

(橋本) 償還払いということですね。

(子育て支援課長) 償還払いで、無償化の対象です。

(橋本) だから、後でお金をもらうという。

(子育て支援課長) 接骨院とか対象になります。

(加藤) 18歳まで……

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと待って。暫時休憩します。

(休憩 午前9時20分)

---

(開議 午前9時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(子育て支援課長) 一部誤解があったと思うのですがけれども、接骨院かでも健康保険が使えるものについては対象でございます。接骨院でと、

保険がきかないものについては対象外でございます。

以上でございます。

（加藤）今の内容から、ちょっと先に聞いてしまいます。

では、保険を使っていない医療機関というか、接骨院とか、そういうところありますよね。そういうところでもそれは現物支給でないけれども、でも無料になるという理解でまず一つよろしいのですか、それは。

（子育て支援課長）保険がきくものについては、医療費の助成対象でございます。保険がきかないものは、医療費の助成では対象ではございません。

（加藤）保険が使えるところではということですね。

では、ちょっとほかの質問に入ります。今回先ほどの入院のみの医療費が多子世帯で460万だったというふうなことでしたよね。では、実際にこれから全ての医療費が18歳までのその年度まで無料になるということで、今現在、もう毎年人はかわるわけですがけれども、今現在の人数がどのぐらい多子世帯でない世帯で18歳になる人がいるのかというのはわからないですか。

（子育て支援課長）今回高校生まで拡大する際に想定している対象者は2,800人を一応想定をしております。

（加藤）2,800人が多子世帯外の18歳になる、18歳までになる対象の人数が2,800人で、では逆に今までの多子世帯の人数はどのぐらいいらしたのですか、18歳までの方は。

（子育て支援課長）先ほど2,800人の数は多子世帯も入れて2,800人で、多子世帯の今登録している数は400名ほどおられますので、それを差し引いた形での人数になろうかなと思います。

（加藤）医療費の無料化ということは、本当に家計的にも助かって、もちろんいいことだというふうには理解しています。ただ、もう子どもの医療費の無料化というのを15歳までというのはもう大分、数年前から始まっているわけなのですが、そこでちょっとお聞きしたいのは大きい子はそれなりにも体力もできて、健康管理もそれぞれができるというふうなことで、大きくなったら本当に高校生近くになって病気をするという

のは本当に逆に大病してしまったりとか、けがをしたりとかということが多いかと思うのですが、小さいお子さん、子育てまでしなければいけないそういう親御さんが子どもに手をかけなければならない年齢というのは、ある程度健康管理というのは親の責任だと思うのです。それは幾らさせようと思ってしているのではなくても病気になったりすることがもちろんあるのですが、いろんなことの子育ての中でいろいろ私が今子育て真っ最中の親御さんの姿を見ていたりすると、ええって、こんな遅くまでこんな小さい子を連れて食事に来ている姿を見たりとかいろんな、ちょっと常識では考えられないような、そういうふうなことをやっていたら、自然と子どもたちはやっぱりぐあい悪くなったりとか、何かそういうふうなことというのは起き得る可能性はあるわけです。

ただ、医療費が無料だからといって、ではちょっとぐあい悪いから、病院行けばただで診てもらえる、薬をもらう、薬を飲ませる、私は本当にいいことではないと思うのです。そういう意味で、無料化でやっぱり病気になったのはそれは病院にかからなければしょうがないのですが、そういうことの子育て真っ盛りのそういう親御さんにやはり医療費は無料だけれども、もっと子育てに関してもっときちんというか、みんな一生懸命やっているのはわかるのですが、でもちょっとええっと首かしげるような姿を結構見かけたりしまするので、そういう医療費は万が一のときは無料にしますけれども、やっぱり子育てにもっとしっかりとやってほしいというか、そういう医療費を無料化にするに当たってやはり親御さんのそういう周知的な何かって今までやったことがありますか。何か行動的に。無料になりますけれども、でもこんなふうにやっぱりきちんとして管理というか、してくださいみたいな、そういうふうなことということを行政として何かやったことがありますか。

（子育て支援課長）1つは、受給者証、医療費のことに関して言えば、受給者証の裏に適正な受診ということは教示をして、受給者証を交付しているのと、やはり今回経済的支援ということで高校生まで医療費助成をしましたが、こうのとりの出産祝金とか、あとこんにちは赤ちゃんとか、あと子育て世代包括事業とか、保護者に寄り添ったいろんな

相談業務等も多岐にわたってやっております、また今度児童センターの開設ということもやっておりますので、経済的支援だけでなく相談、子どもの集う場という形で事業の展開をしていく中の一つとして位置づけております。

以上でございます。

（加藤）例えば自殺対策の条例なんかできたではないですか。それ以前からいろいろと行政としても、その条例ができる前から行政として取り組んで、いろいろと行動的にやっていただいている面というのはありますよね。年1回に駅でいろいろチラシを配って、いかに予防するかというふうなことでキャンペーン的にやったりとか。きょうも何かほかの全く別のことで駅で、ごみの関係でしたっけ、何かそんなことで駅でそういうチラシを配布したりとかって、けさ聞きましたけれども、この3億数千万円の多額な費用をやっぱりかかるわけですよ。なので、やっぱり例えば年1回でもそういう本当に医療費無料ですよ、でもしっかり皆さん子どもさんの管理はみんなでしましうみたいな、そんなキャンペーン的なことをやってもいいのではないかなって、本当に無料だから、いろいろ受給者証の中には書いてあるとは言うのですが、やはり文字だけではなかなか受けとめていただけないかなというふうに思いますので、何かそんなこともこれから考えていただけるかどうか。今すぐできるとかできないということは即答できないと思うのですがけれども、そんなこともやる必要もあるのかなというふうに私自身は思うのですがけれども、今私が話したことで行政としてはどのようなことを考えられるか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

（子育て支援課長）貴重なご意見をいただきましたので、今後の問題として調査研究をしながらちょっと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（織田）まず1つ質問したいのですが、その前に今の加藤委員がおっしゃった、市でも生活習慣について子育て支援課さんでやっているではないですか。就学時前健診に生活習慣の話をアドバイザーさんを派遣していただいておりますよね。あれって早寝早起き朝御飯から子どもがどうい

うふうに生活すればちゃんとした子どもに育っていくか、どうやったら学校に行けるか、子育て支援課さんでやっているではないですか。そのことをお話ししてあげれば、検討していきまですではなくて、やっていますって言えるのではないかなと思って今お話聞かせていただきました。ちゃんと経費も市のほうで出していただいて、アドバイザーさんを派遣して、19校全てに派遣していただいて、1時間の時間をとって生活習慣の話をしているのです。それって多分今加藤委員が求めていたことではないかと思うので、ぜひ忘れずに、市ではやっているのだよという、生活習慣ちゃんと小学校入学前の、10月ですから、年長さんのお子さんにお話ししている。大体子どもを連れて食事に行つてぐあい悪くなるのはそれから上ぐらいのお子さんが多いと思うので、自信持ってやっていますと言つていただけたらいいなと思いました。

では、質問に入ります。1つ私がちょっと理解できなかったの、確認させていただきたいのですけれども、接骨院で保険が使えるところは現物給付なのでしょうか。さっき償還払いというのは保険がきかないところが償還払いなのでしょうか。そこをちょっと確認しておきます。

（子育て支援課長）まず、医療費の助成対象というのが保険がきくものだけでございます。

（織田）きくものですね。

（子育て支援課長）はい。

（織田）では、さっきの償還払いというお話はなしですか、あれは。

（子育て支援課長）償還払いというのは、我々が保護者に医療費を助成する際は、市内は現物給付をする、窓口払いなしなのですが……

（織田）市外の場合の話。

（子育て支援課長）市内の医療機関については、窓口払いなしで医療は受けれるのですけれども、接骨院についてはお金を保険適用ということであれば一旦窓口で支払ってもらつて、その後保護者の口座に振り込みます。

（織田）接骨院の場合は、では償還払いというふうに考えていいのですか。ほかは。今のご説明だとそういうふうに聞こえてしまうのですけれ

ども。

保険使えれば現物払いですよね。現物給付ですよね。保険使うところはどこでも。

（子育て支援課長）まず、接骨院は保険医療機関でないため、健康保険にかかれる施術料は療養費の扱いになると。療養費の場合は、患者本人が窓口で全額を払い、後日保険組合に申請をして所定の額が払い戻されるのが原則となっておりますので、というのが原則でございます。

以上でございます。

（織田）あと、では最後に1つお聞きしたいのですが、きのうの本議会でちょっと質問が出た他市にわたる無償化のことなのですが、今の時点ではしませんというお答えでした。きょう皆さんのお答え聞いていて、ああ、なるほどと思ったのは、大体例に出るのが桶川、北本、伊奈、上尾、その辺なのです。要するに北足立郡に入っている近隣の市町村の中でやりましょうという話が盛り上がれば、鴻巣も考えていくという考え方というふうに考えてもよろしいのでしょうか。

（こども未来部長）近隣の自治体でやっていないという事実はございます。近隣の自治体によってそれぞれの事情があるということになりますので、まとまってという話になるかどうかはまだ決定しているわけではございません。

以上です。

（織田）では、例えば鴻巣市が率先してやろうと思えばやれないことはないというふうに考えていいのでしょうか。

（こども未来部長）ただいま国や県の動きというものもございますので、そういうものもよく調査研究し、注視してまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

（金子）ちょっと何点か、済みません。簡単なことでございますけれども、先ほどの保険適用ということで、保険内のところについては適用になるということですが、これというのは制限とか、例えば月に何回とか、そういうの限定というか、制限とか、そういうのはあるのですし

ようか。

（子育て支援課長）制限はありません。保険がきく医療のお客様が払った分について助成をするというものなので、制限というのはございません。

（金子）回数制限とか、そういうのがないということで。あとそれと、金額の制限とか。

（子育て支援課長）回数の制限はないのですけれども、ただ金額につきましてもは保険に入っている方ですと高額療養費というのが保険組合から、一定のかなり高額になりますとお金が給付されますので、それがありますので、2万1,000円以上、もし何回かかかって2万1,000円以上かかってしまった場合については、一旦窓口でお金を支払ってもらって、我々のほうで健康保険組合にこの方については健康保険組合から幾ら出ますかという調査をした上でお支払いする形になります。

以上でございます。

（金子）ということは、単純に制限にはならないけれども、そういうふうな例外ではないのですけれども、手続は必要だということによろしいわけですね。

（子育て支援課長）そのとおりでございまして、保険組合からお金が出ます、市役所の税金を使って医療費も、両方出ますとなると税金の無駄遣いでございますから、保険組合から出たものについては除いて我々は助成をいたします。

以上でございます。

（橋本）今の2万1,000円というのは、高額療養費って6万か5万とか、そんな感じ、以上ということですよ。そうではなくて、2万1,000円が上限なのですか。上限とは。

（子育て支援課長）2万1,000円以上かかると世帯で医療費を合算をして、その高額療養費の算定の基礎にするというのもありますし、保険組合によっては、裕福な保険組合なのですけれども、もう2万円出るとお金が出るよとかという組合もあるものですので、そこをきっちり調査した上で医療費を助成するというところでございます。

(橋本) そうすると、例えばお子さんがかかる、そのときに幾らかわからないですよ。そのとき2万を超えてしまったという場合、その場合その場で払わなければいけないという。2万幾らを、何がしかを払わなければいけないということでしょうか。

(子育て支援課長) 通院であれば、2万1,000円超えた時点で医療機関と保護者の方でやりとりをして、1回2万1,000円を、かかった医療費を1回病院に払うという形になりますし、2万1,000円超えるとなると大概が入院ということになりますので、窓口払いをなしでずっと来ていて、2万1,000円超えてしまったというケースは余り聞いていないですので、やっぱり入院という形でおんと払うという形になるのかなと思います。以上でございます。

(何事か声あり)

(金子) では、もう一点だけ。切られてしまったのだ、今。流れの中で。済みません。

もう一点については、この施行期日ということで、当然とってはなんですけれども、令和2年4月1日あたりが順当な時期ではないかなとは思うのですけれども、来月から、10月から消費税とかいろいろ控えていますので、できればいろんな周知等の関係もあるのでしょうかけれども、徹底する意味で、またそういうことも考えると早い時期のほうがよろしいかなとは思うのですけれども、そういうふうな考え方も含めてこの時期が妥当ではないかということでお考えなのかお聞きいたします。

(子育て支援課長) システムの改修とか制度の周知をこれから対象者にしたりするということも踏まえて、この時期が適当だという判断で条例改正案を出させてもらいました。

以上でございます。

(金子) 今の周知の関係ですけれども、当然医療機関と。言ってみればこういうことはないと思うのですけれども、どんどん何かでないけれども、通院してもらおうとか、診療してもらおうとか、そういうことになると困りますので、周知の徹底がやはり医療機関等にも必要だと思うのですけれども、これについても4月1日までに行われるということによろし

いのでしょうか。

(子育て支援課長) 議案が議決後、医療機関、医師会等、丁寧な説明をしていくつもりでございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は挙手でお願いいたします。

議案第59号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号から議案第64号までの保育課にかかわる5議案について、一括で執行部の説明を求めます。

(保育課長) では、議案第60号から64号までご説明をさせていただきます。

まず、議案第60号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、幼児期の教育、保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、新しい経済政策パッケージ及び経済財政運営と改革の基本方針2018において、消費税率引き上げの時期に合わせて令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育、保育の費用の無償化に合わせて、就

学前の障がい児の発達支援に係る費用を無償化することとされ、児童福祉法の改正及び児童福祉法施行令が改正され、児童発達支援等についても無償化が行われることから所要な改正を行うものです。

続きまして、議案第61号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴う特定教育・保育施設及び運営に関する基準を定める内閣府令の改正により、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、地域型保育事業者に対する連携施設の確保に関する要件が緩和されるとともに、その期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第62号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する特例について要件が緩和されるとともに、その期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第63号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、預かり保育の利用料並びに認可外保育施設等の利用料などの施設等利用給付を受けるに当たり、保育の必要性の認定基準を定めるものです。

続きまして、議案第64号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令が改正され、特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額について、教育認定子どもは満3歳に達する日から小学校就学まで、保育認定子どもは満3歳に達する日以降の最初の4月1日から小学校就学までの利用者負担額をゼロにする改正です。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

質疑は議案第60号から64号までの間で、大変今回審議事項がたくさんありますので、ポイントを押さえて質疑願います。お願いします。

これより質疑を求めます。質疑はございますか。

(諏訪) ただいま60号から64号のご説明いただいたのですがけれども、まずいろいろ制度が大きく変わってしまっていて、保育制度が大きく変わって、その地域型保育だとか、新制度幼稚園だとか、資料をたくさんいただいているのですが、この議案の中で、60号のつつみ学園というのはすぐわかるのですが、実際に61号の特定教育、それから地域型保育などの該当するものが、済みません、資料のこの幼児教育・保育の無償化の対象施設という1枚資料をいただいているのですが、この中で済みません、どれが61号に該当するのかわからなくて教えていただけないでしょうか、まず。済みません。

(保育課長) 61号に該当する施設は、お配りしているその施設の中の保育所、認定こども園保育、地域型保育事業というところと、認定こども園教育、新制度幼稚園というところがこの条例に関係するものになります。

以上です。

(諏訪) ありがとうございます。そうしますと、資料でいただいていた保育所、認定こども園保育、エンゼル幼稚園だとかめぐみの木こども園だとか、あとは公立の保育所、民間の保育所がまず61号に該当するということと、それから認定こども園教育ということと新制度幼稚園が例えばエンゼル幼稚園だとか、幼稚園で保育の部分をやっている、提供しているところが61号に該当するということでわかりました。

済みません、そうしますと62号に該当する家庭的事業、この62号に該当する園が一覧表の中ではどこなのかを教えてください。

(保育課長) 62号に該当するものといいますと、保育所、認定こども園保育、地域型保育事業の中のこの地域型保育事業に係る部分、施設名でいいますと保育室風の街というところから元気キッズまでの、その部分がこちらの施設に、その条例に該当するところになります。

( 諏訪 ) 済みません、ちょっと早くてよくわかりませんでした、この表で教えていただけないでしょうか。ただいま保育室風の街とお答えいただいたのでしょうか。済みません、もう一度お願いいたします。

( 保育課長 ) 対象施設というところでごらんになっていますでしょうか。

( 何事か声あり )

( 保育課長 ) 保育所、認定こども園 ( 保育 ) 、地域型保育事業という中の地域型保育事業に係る部分になります。ですので、施設としましては保育室風の街、きずなっこ保育園、カインド・ナーサリー鴻巣本町園、カインド・ナーサリー北鴻巣園、保育所まなびい、ぬくもりのおうち保育北鴻巣園、ことね保育園、L I T T L E A N G E L 、保育所まなびい川里園、戸井田家庭保育室、たかいたかい保育園、あおぞら保育園、元気キッズ、こちらの施設が該当します。

以上です。

( 諏訪 ) そうしますと、62号に該当するもの、いわゆる小規模保育と言われているところをごぞいますよね。そうしますと、先ほども61号でもこれが該当するというふうにお話をいただいていたのですが、済みません、61と62の違いを教えてください。

( 保育課長 ) 61号については、今地域型保育事業に対する連携施設の確保要件ということで、要は全体を見た言い方というのですか、関係というか、今回の条例に関しましてはそもそも特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業という事業が最初の保育所、認定こども園、地域型保育、それと新制度に移行した幼稚園ということになっているのです。その中の、要はそれが地域型保育も特定、この61号の中に含まれますし、それを抜粋したものというか、ものが家庭的保育事業ということで、家庭的保育事業のほうは地域型保育事業の部分を持っているのです。なので、どっちにも含まれているという形になっているのです、地域型保育事業については。なので、ここに関係する施設だからこの条例が改正されたということではなく、全体的に今新制度に移行している幼稚園というのがこの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の中に含まれるものになります。

( 諏訪 ) ありがとうございます。

済みません、そうしますと63号と64号に該当するもの、今新制度未移行幼稚園というのと認可外保育施設の欄がどちらにどういうふうに配分されるのかがよくわからないものですから、済みません、63と64は新制度未移行のほうが含まれるのかどうか、ちょっとその辺をお願いいたします。

( 保育課長 ) まず、63号なのですけれども、63号につきましては、この施設の表でいいますと、この新制度未移行幼稚園の部分と認可外保育施設とこちらの部分、それと認定こども園教育の中の預かり保育、この部分が63号に該当してきます。

64号につきましては、新制度に移行している幼稚園と認定こども園、それから保育所が該当する施設になっています。

以上です。

( 諏訪 ) 本当に複雑で、非常に難しいなと思うのですが、要するに全ての幼児教育と保育、ゼロ歳から3歳児、2歳児までは非課税の方が無償化になって、それ以外は全て無償化にするということだとは思われるのですけれども、その中で保育事業を行っている形態によって全額対象になったり、一部上限があったり、限度額があったりというふうな区分けなのかなというふうに思うのですけれども、非常に複雑で難しいとは思っているのです。既に利用されている保護者の方々にはこういったパンフレットが配布されるということはお伺いしているのですけれども、実際に子どもさんを預けている保護者の方々がこれを見て、ご自分が全額なのか、限度額までなのか、または無償ではなく対象外なのかということが利用される方々にはもう既に、これが条例が通ったらきちんと対応ができるということによろしいのでしょうか。

( 保育課長 ) 今市内に在住している、要は幼稚園なり保育所なりに通っているお子さんにつきましては、制度の周知につきましてはもう既に行っております。実際に10月から無償化ということになっておりますので、認定を受けていただかなくてはいけない方もいらっしゃると思いますので、こちらは園を通じて申請書をいただいております。ですので、実際に施設

今利用されているお子さんにつきましては、全ての方も周知されているような形となっております。

以上です。

（諏訪）認定をこれからしなければならない方というのはどういった方なのでしょう。

（保育課長）資料でお配りしました表をちょっとごらんいただければと思うのですが、今回認定を受けなくてはいけない方というのは、幼児教育・保育の無償化の対象者と対象施設という資料があるかと思えます。

（何事か声あり）

（保育課長）そうですね。マル・バツがついている。今回認定を受けなくてはいけない方というのは、認定こども園と新制度の幼稚園に行かれています方の中で預かり保育を使っている方、その方と、新制度未移行幼稚園の方、それから認可外保育施設を利用されている方、この方たちが今回認定を受ける方となっております。

以上です。

（諏訪）非常に市民の方はこの関心が高いと思います。お子さんを育てている方々は、やはり幼稚園に行っても無償になるのかしらというような声も聞いていますので、この認定を新たに受けなければならない方々への周知だとか、それから大体どのぐらいいらっしゃるのかという、それは市役所のほうで行うということですよ。

（保育課長）まず、新制度未移行の幼稚園や、今回申請を受けなくてはならない認定こども園の預かり保育、それから認可外保育施設、そちらにつきましては施設の方を集めまして、説明会を行いました。その中で園を通して申請をしていただくものになりますので、園を通じて保護者の方に周知をしまして、園を通じて申請をいただいているという形になっております。

以上です。

（諏訪）対象の方が何人ぐらいなのかということと、園を通じての周知ということと、園が取りまとめて市役所のほうに報告がされるのかと思

うのですが、認定の作業が入るとは思いますが、そのスケジューリングというのでしょうか、とかあとは対象者の人数が、ちょっと済みません、先ほどのどのくらいなのかということだけでいただければ。

（保育課長）新制度未移行の幼稚園のお子さんにつきましては、1,200名程度になります。それと、あと認可外保育施設を利用されている方というのは今市内の認可外施設に関しましては、今回無償化の対象となる方がいらっしゃるのですけれども、他市の認可外施設を利用されている方もいらっしゃいますので、その方たちが10名ほどいるかと思えます。預かり保育を使う予定の方というのが400名程度を予定しております。実際に申請は既に受けておりまして、今認定の作業を行っているところです。

以上です。

（諏訪）とても大変な人数かなと思うのです。もう既にこの預かり保育を利用されている方ですよね、400名というのは。そして、未移行のところ、施設に通っていらっしゃる方は1,200名。そのまま無償化で使えばいいかなと思うのですが、今後この無償化決定していくと、実際には今は預けていなくても、無償になるのだから、この機会に働いて保育を受けたいというような方の申し込みが今後ふえるかなとは思いますが、そういったところの認定作業もあるかとは思いますが、そういったところの想定はどのようになっていますでしょうか。

（保育課長）現在3歳から5歳につきましては、ほとんどの方が保育所なり幼稚園なりを利用されていると思います。今認定作業行っているところですので、どこにも属していない方というのがどのくらいいるかというのはこれから数字を出していく形になりますので、その方たちにはまた再度お知らせをして、例えば今回無償化の対象とならない施設を通われているかもしれないですしというところで、この後照会をかけたみたいと思っております。

以上です。

（諏訪）実際に認可外の保育、鴻巣市ではないと思いますが、森のようちえんだとか、そういったところが今回無償化の対象にはなっていない

ところが結構あるかなとは思いますが、そういったところを利用されている方々が新たにということは、今のところは周知をされてもいないということでしょうか。想定がないということでしょうか。

（保育課長）今回認可外保育施設につきましては、無償化の対象とはなっておりますので、そちら利用されている方につきましてはそれぞれの市で説明を行っていますので、それぞれの市から通じて情報を得て、鴻巣市に申請をされている方というののもいらっしゃると思います。ですので、全くどこも行っていない方というのがどのくらいいるかというのはちょっとこれからの数字になるのですけれども、そちらについてはもしかしたらちょっと申請が漏れている可能性もありますので、10月までにはその方たちに周知をしまして、必要であれば申請をしていただくという形をとろうかと思っております。

以上です。

（諏訪）今回の無償化で実際には給食費が、私ちょっと一般質問でも取り組んでいるのですけれども、保育の一環である給食が、給食費が保護者の実費支払いということになるわけなのですけれども、その実費の集金の仕方や徴収の仕方について伺いたいと思います。

（保育課長）副食費の徴収につきましては、それぞれ施設ごとで、まず副食費の金額の設定をしていただきまして、それぞれの施設で徴収していただくという形になります。ですので、私立保育所、認定こども園、幼稚園につきましては、それぞれの施設で今まで提供していた副食をもとに副食費を算定しまして、金額を設定し、その後に保護者に周知をしまして、保護者から施設が徴収するという形をとっていきます。

以上です。

（諏訪）公立保育所の給食の副食費というのはどのような金額、それぞれではないですか。

（保育課長）公立保育所につきましては、8カ所同じ金額で設定させていただきます。それで、口座振替で市のほうで徴収させていただくことになります。

以上です。

（加藤）1点目。60号のつつみ学園の関係なのですけれども、つつみ学園の場合、普通の保育所は今まで所得に応じた保育料の徴収というか、保育料を納めていたわけですよ。つつみ学園の場合もやはり普通の一般の保育所とか幼稚園の保育料の設定というのは同じだったのです。つけ。

（保育課長）つつみ学園の利用料の徴収というのも、やはり所得に応じて金額というのは設定されております。ただし、ほとんどの方が上限4,600円という決まりがありまして、4,600円までが利用料としていただいている形になっております。

以上です。

（加藤）上限が4,600円、これからそれが無償になるというふうな理解でいいわけですね。実際今現在のつつみ学園の子どもさんって何名ぐらいいらっしゃるのですか。

（保育課長）つつみ学園、今現在利用されている方が12名おりまして、今回無償化の対象となる3歳から5歳の方というのが10名となっております。

以上です。

（加藤）前任者いろいろと聞かれましたけれども、要は3歳から5歳までの保育料が無償化になるというふうなことで、いろいろ条例の改正ということなのですが、それがメインというか、そのことによってすべからずこの条例の中身を、この部分のところで改正しなければというふうなことで、今回の議案が提案されているという理解でいいわけですよ。そのほかのことは何もなく、保育料の無償化に関してというふうなことの理解で、それでいいのですか。

（保育課長）今回の無償化に関しまして、確かに3歳から5歳のお子さんの保育料をゼロとします。それに伴いまして、副食費につきましては要は教育認定、1号認定、教育認定のお子さんにつきましてはもともと給食費を取っていたのですけれども、今まで保育認定の2号認定のお子さんについては保育料の中に副食費が含まれている形がありまして、その部分を今回無償化にあわせまして副食費は保護者から引き続き徴収

するという形の改正を行っています。それとあわせて、今回の改正の中で無償化とは関係ないのですけれども、地域型保育事業のほうの連携施設の要件緩和と延長ということで、そちらの改正を行っております。以上です。

（加藤）給食費というのは、公立と普通一般の民間の保育所とか幼稚園とかでは逆に金額が違っていますよね。違いますよね。公立は一律なのでしょうけれども、私立それぞれ違うかと思いますが、大体月幾らぐらいの給食費になっているのですか。

（保育課長）今まで、保育所のほうなのですけれども、保育料の中に大体目安として副食費4,500円分相当が含まれていたという形になっています。ですので、今回改正がありまして、今後につきましても4,500円を目安に施設で提供していたものを勘案して、設定していただくという形になります。今後につきましては、ですので園によって副食費が変わってくるような形になっております。

以上です。

（加藤）これは、保育園なんかの場合はおやつもあるわけですから、それってそういった内容も含まれた中の金額ですか。というのは、小学校なんかとそれほど金額が、小学校今ちょっと幾らか忘れてしまったのですが、それほど差額ないではないですか。みんなまだ幼児というふうなことで、そんな小学生みたいにたくさん食べるわけではないですから、おやつも含めた金額になるのかなと思って、ちょっとお聞きしたのですけれども。

（保育課長）その金額につきましては、おやつ、牛乳、お茶等含めた金額になっております。御飯とかパンを除いた分ということになります。以上です。

（橋本）ちょっと今もう一度確認なのですけれども、副食費が今まで保育料の中に入っていたところは負担増になってしまうということで考えてよろしいのでしょうか。負担増。別にもらうことになるのですよね、今度。

（保育課長）今回の改正の中で全ての方に副食費をいただくということ

ではなくて、今回年収360万円未満相当世帯と全所得階層の第3子以降のお子さんにつきましては副食費が免除という形の改正を行わせていただいておりますので、所得の低い方からはいただかないような形となっております。

以上です。

（橋本）では、負担増になる方はいらっしゃるということですか。わかりました。

あと、60号のつつみ学園の、先ほど今までの利用人数12名って言っていました。これってこの数年間でふえているのですか。

（保育課長）利用されている方というのは大体同じぐらいの人数にはなっているのですけれども、希望者が大分ふえておりまして、例えば保育所に通っていて、つつみ学園も併用したいという方の希望がちょっとふえてきている状況です。

以上です。

（橋本）ふえている方を受け入れる定員があるのでしょうか。

（保育課長）つつみ学園の定員は現在30名となっております。

以上です。

（橋本）ということは、希望された方は入れるということと理解していいのでしょうか。

（保育課長）希望された方がおりまして、保育士の体制、職員の体制を整えば受け入れはしていくという形になります。

以上です。

（橋本）あと、この60号の最後の2項ですか、「同日前の通園に係る利用者負担額については、なお従前の例による」という、これちょっと意味わからなかったのですけれども、これ説明していただけますか。

（保育課長）9月までの利用料につきましては、いただくという形になるかと思います。

以上です。

（橋本）最後に、3歳から5歳までは無償ということですがけれども、例えば幼稚園によっては上限を超えるところもあると思うのですけれど

も、鴻巣市ではないのですか。超えた場合は実費ということで理解してよろしいのでしょうか。

(保育課長) 幼稚園の保育料につきましては、園で設定しておりますので、超えるところもあるかと思えます。鴻巣市内では、今のところ1園だけが超えるような形となっております。そちらにつきましては、2万5,700円を超える部分については保護者の方から施設のほうで徴収するという形となっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

議案第60号から64号まで、上位法の改正によるものでございますので、5議案に対して討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第60号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

議案第65号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長) それでは、議案第65号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、令和元年6月7日に公布されました災害弔慰金の支給等に関する

る法律の一部改正を受け、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例のうち、災害援護資金の貸し付けについて、その償還等の規定を改正するものです。償還金の支払い猶予、または償還免除の否かを判断する資料として、貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入、または資産状況について報告を求め、または官公庁に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができることになったことから、所要の改正を行うものです。

以上です。

（委員長）以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）まず、災害弔慰金ですか、鴻巣市で今までそういう方がいらっ  
しゃったのか、まずお聞きします。

（福祉課長）鴻巣市では該当はありません。

（橋本）これ追加で資産状況を確認することができるということは、そ  
の方の返済能力があるかとか、そういうことを調べるということに理解  
してよろしいのでしょうか。

（福祉課長）委員さんのおっしゃるとおりなのですが、今までも災害救  
助法の適用になった被災者を対象にして、阪神淡路大震災とか東日本の  
大震災のときにこの貸し付けを借りた方が返済が難しくなったというこ  
とがありましたので、そういったことでこの支払いが難しくなったとき  
には猶予とか免除をするということになっておりますので。

以上です。

（金子）附則のところで、先ほど本市には対象ゼロということで、ゼロ  
だから、公布の日から施行するというのではなくて、例えばこれに該当  
するような市町村であれば、市であれば、やはり公布の日からというこ  
とで、そういうふうな流れということで統一されているのでしょうか。  
これの附則のほうの施行日。公布の日からということですね。

（福祉課長）公布の日から施行するということになります。

（金子）それは、先ほど言ったように、本市はゼロだったから、では施  
行の日からということであるのか、それともやはりこういうふうなのは

早くやったほうがいいから、全国的に他の市町村で該当する市があれば、やはり公布の日からということでしたほうがということで、そういうふうな規定のもとにされているのかということです。さっきは何か知らないけれども、全条のときにはいろんな準備とか、いろいろあるから、施行日が4月1日からとか、そういうのもありましたので、ということでございますけれども、いかがでしょうか。

(福祉課長) そうですね、災害はいつ起こるかわかりませんので、公布の日から早く施行ということで、他市も同じようだと思います。以上です。

(金子) 他市も同じと。

(福祉課長) はい。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号及び議案第67号の福祉課にかかわる2議案について執行部の説明を求めます。

(福祉課長) それでは、議案第66号 鴻巣市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、それと議案第67号 鴻巣市吹上福祉活

動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これは、これまで異なっておりました総合福祉センター及び吹上福祉活動センターの利用時間、年始の休館日等を統一し、利用時間については原則として午後5時までとし、それ以降の利用申し込みがあるときは利用時間を延長することができるように改めるとともに、総合福祉センターの年始の休館日について、来年度からは1月3日までとするほか、吹上福祉活動センターの使用料については無料とするものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより議案第66号及び議案第67号の質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）それではまず、休館日を統一、正月を4日から始めるのでしたっけ。これは何か具体的な問題があったから、そういうふうに変えたのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

（福祉課長）今の現行ですと、総合福祉センターについては年末年始は1月の2日から4日、それと12月28日から31日が休みになっていました。吹上の福祉活動センターについては1月が3日までお休みになっていました。それと、12月28日から31日と。総合福祉センターのほうが4日がお休みで吹上福祉が3日ということになっておりましたので、見直しをしまして、一緒に休館日を同じと統一させていただきました。

以上です。

（橋本）今これだと1日短くなったということですよ。今働き方でいろいろ言われているのですけれども、その中で短くした理由というのは何かあるのでしょうか。合わせるということ以外で。

（福祉課長）休館日については、職員のほうが4日から出勤しておりますので、それに合わせております。休館日については、利用の日ができなかっただけで、職員は出勤してましたので、それに合わせました。

（橋本）職員はもともと4日から出ていたということで、それに合わせたということですね。

(福祉課長) はい。

(橋本) 今まで4日は何をしていたのでしょうか。

(福祉課長) 部屋の点検だとか、きれいにしていたかなと思います。以上です。

(橋本) それは、では今までは、同じ日にやれるようになったということですか。1日かけてやっていたわけですね。

(福祉課長) はい、そうです。

(橋本) あと、5時までとした理由。当然今までは10時ですか、10時ということでやっていたのに、わざわざ5時までにとということにした理由は何でしょうか。

(福祉課長) 現在の開館時間については、総合福祉センターが9時から10時でした。吹上の福祉活動センターについては午前9時から午後9時と、またそこでも異なっておりました。また、吹上については火曜日、水曜日、木曜日は午前9時から5時までとしておりました。両方の利用実績を見まして、総合福祉センターの利用実績を見ますと、午後6時から午後10時までの利用が全体の約1割程度でした。主に生涯学習室の利用がほとんどで、ほかの部屋の利用はほぼありませんでした。また、吹上福祉活動センターについては、夜間の時間帯での利用は全くないといった状況となっております。

また、夜間の対応なのですが、総合福祉センターについては社会福祉協議会の職員が順番にフレックスタイムで午後7時までを勤務しておりまして、午後6時から10時まではシルバー人材センターの管理を委託して開館をしておりました。午後6時以降の利用者が利用率が少ないということもありましたので、今回午前9時から5時までとしまして、それ以降の利用が申し込みがあったときには公民館とかコミュニティセンターが9時半まででしたので、それに合わせた形で総合福祉センターと吹上の地域福祉活動センターの利用時間も統一とさせていただきます。以上です。

(橋本) ということは、5時以降に利用がなければ、もう閉鎖してしまうと。シルバーさんも頼まないで、そこで終わりということで理解して

よろしいでしょうか。

（福祉課長）はい、そのとおりです。

（橋本）あともう一点、67号の吹上福祉活動センターの使用料を無料にしたという、この理由は何でしょうか。

（福祉課長）吹上の福祉活動センターの使用料についてなのですが、現行の条例では使用料を納付するものとされておりまして。ただ、市が特に認めた場合は免除できるとなっておりまして。施行規則に規定する使用料免除対象は福祉活動を目的としたボランティア、福祉関係の団体、市またはほかの行政機関、その他市長が適当と認めたときとされておりまして、開館以来免除対象以外の利用実績がなかったのも、鴻巣市総合福祉センターと同じように、鴻巣の総合福祉センターについては条例でも定めておりませんでしたので、両方統一をして条例で無料とさせていただきました。

以上です。

（織田）1つだけ。利用時間について確認したいのですけれども、今私もちょっと疑問だったのですけれども、今のご説明でよくわかりました。多分初めに5時まで予約とっておきますよね。会議が長引いて、まだあと30分か1時間ぐらいかかるねという場合が出てきた場合に、恐らく5時ちょっと前に時間延長の希望を事務所に申しに行くとおもうのです。そうすると、きょうは5時で終わりだった職員さんがそれから1時間半ぐらい延びていなければいけないのですが、そういうことも鑑みて、職員さんは初めから朝の9時、8時半ぐらいまでに行くのかな、から9時半までは必ずいるのでしょうか。

（福祉課長）職員については、やはり勤務時間は市と同じように8時半から5時15分までとなっておりますので、予約が当日そういったケースもあると思うのですが、予約の期間としては利用する2カ月前から前日まで、また夜間の利用については3日前までということで対応をしたいと思います。ただ、ケースによって職員がいればその辺は対応を、そんなに長くなければ対応はしてもらおうかと思いますが、今のところはそんな形で考えております。

以上です。

（織田）では、5時過ぎた場合にはよくシルバーさんがかわって受付に1人であることが結構あるのですが、それというのは毎日のことではなくて、3日前に6時まで使いたい、7時まで使いたいという方が、利用者の予約があった場合にはシルバーさんを頼んで、その日は5時15分以降はシルバー人材センターの方が受付をしていただくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（福祉課長）そのとおりです。

（加藤）まず1点目なのですが、この吹上と鴻巣のセンターの条例の中身の違い、書き方の違い、今まであったものをそのまま使って今回統一する分がこうなるというふうなことなのかもしれないのですけれども、例えば1つは吹上のほうはセンター使用料は無料とするというふうなことではっきりわかりますよね。でも、鴻巣の場合は無料とするとかいうことは一向にない。あるのでしたっけ。資料を見させていただくと、吹上のほうは場所によって、時間によっていろんな使用料の一覧表があって、これが全く今度なくなるのですよね、改正によって。参考資料に出していただいているのが鴻巣の場合は何もなくて、吹上の場合は何時から何時がどうかこうとかというふうな資料になっていますけれども、一切このことは吹上の場合、改正案のところではないわけですから、全くこれと同じような、鴻巣のセンターと同じような形になるのかなとは思うのですけれども、もともと吹上のセンターはこのような使用料で今まで使っていた状況なのですか。

（福祉課長）まず、総合福祉センターのほうについては、こちらの資料には、お手元の資料にはないですが、書いていないですけれども、もともとの福祉センターのほうの条例にはセンターの使用料は無料とすると明記しております。それと、吹上のほうの実績ですが、使用料をもらった実績もありません。

以上です。

（加藤）それと、休日の日にちを1月3日までにするということであれですよね、4日。

(何事か声あり)

(加藤) 3日に改めるわけですね。これというのは、年度初めの同月ということは1月ですね。というふうに理解していいのですよね。この施行日が鴻巣は4月1日から、吹上が2月1日からというふうになっていますよね。違いますよね、吹上と鴻巣の施行期日が。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)



(開議 午前10時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(福祉課長) こちらについて、文書法規のほうにちょっと確認をさせていただきますまして、後で報告ということにしたいと思います。お願いします。

(加藤) それは、ではそれでいいのですけれども、では年明けるとすぐ1月になるわけですね。なぜ令和2年の1月からこういうふうにならないで、来年の4月からということは、再来年からの話になるわけですね。

(年度じゃないの、これ。3月から4月という年度だと思っけの声あり)

(加藤) だって、令和2年の4月1日から施行するということは、来年の令和2年の4月ということは、来年明けてからは対象にならないということでしょう。

(福祉課長) 今年度はこのままになりますので、令和2年のお正月というかは今のままにて、来年度に統一ということになります。

以上です。

(加藤) そうということになると思うのですが、なぜここで議決されれば、この議会で議決されれば、いろんな条例なんかだって、その年度の途中で施行される条例というのだって改正であるではないですか。何で今年度ではなくて、ことしの9月議会でそれが議決されれば、では来年の1月にそういうふうになって施行実施ができるではないですか。なぜ来年度

になるのか、そういう何で来年度の話なのか。

（福祉課長）今両方のセンターについては、利用者もいますので、その周知の期間を入れて4月1日から施行という形で考えております。

以上です。

（加藤）まだでも今9月ではないですか。利用されている方というのは大体毎日のように来られているとか、そういう方が多いかと思うのです。周知する時間そんなに来年の4月までなくても、幾らでもできるのではないか、可能性があるのではないかなというふうに思います。なので、できればただ吹上の前などはほとんど夜、夜間使っていたこともないという実績の中なわけですよ。なので、こういうものというのは別にそんなに時間をかけてやらなくても、議決された中で実施に至れるのではないのかなというふうに思うのですけれども。

あと、先ほどの吹上は今まで料金を取っていないということなのですかけれども、何でこういう規定というか、条例があったのですか。

（福祉課長）片方にこういう別表があって、鴻巣にはなかった。我々のほうも調べたのですが、合併の当時、ときにきちんとやっていればよかったと思うのですが、吹上自体のことなので、私もちょっとわかりませんが、今使用料等見直しをありましたので、今回このような形で統一をさせていただきました。

以上です。

（金子）一つ名前なのですからけれども、単純にちょっと66と67で、それで両方とも福祉センターということなのですからけれども、鴻巣市、66号は鴻巣市総合というので中心なのかなと思うので、福祉センターというのですけれども、この67号のは吹上にあるから、吹上福祉センターだよと。福祉活動センターと、同じなのに活動と入っているというのは何か意味があるのでしょうか。せっかくだったら統一してしまっって、もうやってしまったほうがわかりやすいかなと思う。この際だから。

（福祉課長）言いわけになってしまうのですが、吹上のときからもうこの福祉活動センターというふうになっております。また、地域にもうずっとなじんでいますので、この名前は変更は厳しいのかなと思います。

また、桶川とかにもちょっと調べたのですけれども、桶川も総合福祉センターがあって、また、済みません、正式な名前がちょっと覚えていないのですが、地域福祉活動センターって何か2つあったような感じがありましたので、そんな感じですよ。

(金子) そのまま続けるということによろしいわけですね。

(福祉課長) はい、そのとおりです。

(金子) 議案の66号ですけれども、ここに書いてあります使用時間ですけれども、第5条中、午後10時ということを書いてありますけれども、この10時を今度、その下あたり、9時30分を限度としということ、私が考えるところでは開館のほう30分あって、30分を限度に片しの時間も含めて、最終的には午後10時にはお帰りいただくという形ということ、捉えてよろしいわけですよ。そのために9時30分というふうな時間設定をしたのか、ちょっとお伺いします。

(福祉課長) 委員さんのおっしゃるとおりで、利用時間については9時半、片しも入れて10時までには閉館をしたいと思っています。

(金子) もう一点。これは、資料です。資料皆さんもらいましたよね。資料として鴻巣市の使用料等の適正化に関する基本方針の中で、この中に福祉センターが書いてありますよね。これ違うのかな。これでしょう。何ページだ、これ。使用料の見直しについてということ、1ページ目ですよ、これ。ぱっと見て行って、真ん中あたりですよ。ありますよね。このところですよ、これ改定後ゼロ円ということ、無料ということですよ、現行と同じですよ、この中でちょっと気になったのが算定額が、時間が多いから、こういう数字になるのだと、料金になるのだと思うのですけれども、算定額が例えば21番ですよ。ナンバー21、鴻巣市の総合福祉センター設置及び管理条例の中で12時半にしますと6,595円ということ、飛び抜けていると、ほかのところと比べると。当然時間が多いので、こういうふうな数字、算定額にはなるのはわかりますけれども、そうしますと言いたいことは、何かこれの利用者、これにつきましては特定のところとか、毎年、なんというのですか、同じような人が借りているというか、利用しているとか、そういうふう

な公平性が保たれているのか、それとどういうところが借りていらっしゃるのか、ちょっとその2つをお聞きしたいと思います。

(福祉課長) 総合福祉センターについては、高齢社会の到来に向けて市民の自主的な社会福祉活動を支援するため、その活動場所としてボランティアサポートセンターに登録している団体や障がい者及び障がい者支援団体等に会議室などを提供しております。また、総合福祉センターについては介護事業所、社会福祉協議会、ボランティアサポートセンターが設置されているほか、障がい児とその保護者や介護人の居場所と交流の場、またお気に入りのおもちゃを貸し出ししていますおもちゃ図書館があります。その他の貸し部屋についても、視覚障がい者への支援団体が点字を作成する部屋や、音声情報を作成するための録音室、思いやりの輪の支援員が研修する調理室や研修室など、福祉活動に特化した部屋が配置されている施設となっています。また、総合福祉センターを設置している近隣市においても使用料を徴収していないことから、使用料の適正基本方針による見直しを検討しましたがけれども、使用料を無料として社会福祉のさらなる推進を図ってまいってまいります。また、その団体ですけれども、101団体です。

以上です。

(金子) 今お聞きした中で団体さんのほうで、数多くの団体さんが使用されていると。特定のところはないように見受けられますけれども、と思うのですけれども、公平性が保たれて、それと例えば特定のところがもし使っているとすると、苦情等とか、そういうふうなことはあるのでしょうか。

(福祉課長) 苦情等はセンターの、社協さんのほうからも聞いてはおりません。

(金子) そうしますと、苦情等もないということであればうまく使われているということで解釈してよろしいわけですね。

(福祉課長) はい、そのとおりです。

(諏訪) 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。今まで10時までだったものが9時半になるということですが、今までは職員

の対応が、使う方がいらっしやった場合にはフレックスタイムを使ったり、あとは人材派遣さんをお願いをしたりして、夜間対応をされていたということでしたが、先ほど他の委員の質問の中で延長があった場合はシルバー人材さんを今後もとというふうにお話をされていたと、回答されていたのですけれども、今後の体制として、一応どちらも5時までということですので、職員体制というのは今までどおりなのか、それとも何か新たなことを考えているのかを確認させてください。

(福祉課長) シルバーさんとは今後契約の見直しをしていきたいと思っております。また、職員についても今はフレックスを使って、1名だけが夜間までずっといたということです。済みません。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今までは鴻巣市の総合福祉センターのほうだけが夜間利用があったということでございますけれども、人材派遣、何でしたっけ。

(シルバーさんの声あり)

(諏訪) シルバー人材さんを今後契約の見直しも考えてということですが、どういった見直しを考えているのか、処遇のことも含めて今わかれば。

(福祉課長) 現在も週3日はシルバー……済みません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時12分)



(開議 午前11時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(福祉課長) 今はシルバーさんに毎日来ていただいておりますが、今後は週3日と土日の5日間を変更してシルバーさんをお願いしようと考えております。

以上です。

(橋本) 今のちょっと、シルバーさんって、3日前までに利用がなかったらシルバーさん要らないのですよね。それなのに、言ったらいつもい

ないときにも呼ばなければいけないのではないのですか。それはどう…  
…

（健康福祉部長）今のシルバーの関係なのですけれども、利用状況をここ数年顧みますと、週3日間限定的な団体が使っております。ですので、それ以外の利用がないという事実もあるのです。ですので、それはもう要は使っていない日もシルバーさんがいるということがすごく経費の無駄ということも考えておまして、光熱水費もかかっておりますので、そういった点でシルバーさんとの契約変更の中で、予約3日前までに連絡をして配置をしていただくのですが、もう既にその曜日も決まっている、ほとんど状態なのです。だから、突然というか、違う予約が入った場合でもシルバーさんはそれを対応していただけるということの確認はとっておりますので、そのような契約内容にしたいと思っております。以上でございます。

（橋本）あと、シルバーさんって、やっぱり65歳以上の方ですよ。その方が1人で常駐という形でも不安はないのですか。

（健康福祉部長）これまで開館以来シルバーのほうに委託という状態は変わっておりませんので、そういう大丈夫な方、男性になりますが、来ていただいております。

（小泉）67号の吹上福祉活動センターの利用時間についてなのですけれども、5時を過ぎて利用時間延長することができるということなのですが、5時から利用することも可能なのか、6時から利用することも可能なのかとか、5時をまたがないといけないかどうかについて、1件だけちょっと確認させてもらっていいですか。

（福祉課長）それは可能としたいと思いますので。  
以上です。

（5時から使うの声あり）

（福祉課長）ただし…

（延長じゃないの。延長というのはの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 1 8 分)



(開議 午前 1 1 時 1 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(福祉課長) 今の確認なのですが、例えば 6 時から使いたいということ  
でよろしいのですよね。

(違う、違うの声あり)

(小泉) あくまで延長だけなのか、延長で利用する。5 時を、だからまた  
たいで延長できるのか。予約の段階で 5 時から使えることができる、予  
約ができるのかとか、6 時からの予約、6 時から 7 時までの利用とかは  
できるのかについて。

(福祉課長) 利用のほうは可能となります。ただ、今まで吹上について  
は実績はありません。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(使っていていいんだ。今使っていていいんだの声  
あり)

(委員長) これより……いいですか。

(いいの、今のでの声あり)

(委員長) いいですよ、あれだったら。

(金子) では、もう一回。整理。何かちょっと今のわからなかったの  
です。よろしいですか。今の時間なのですけれども、例えば 4 時から使っ  
て、それを 5 時までだけれども、またたいで延長は可能ですよね、6 時  
まで使うというか。それが 5 時までには使わないで、5 時から使いたい  
と。それか、今副委員長が言ったように、5 時までには使っていないで、6  
時からそこを使いたいと、それが可能なのかどうか、そこがちょっとわか  
りにくかったの、そこだけちょっと整理して説明をお願いしたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 0 分)



(開議 午前 1 1 時 2 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(福祉課長) 夜間の利用になりますので、3日前までにそのような予約をしていただければ利用は可能です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより議案66号及び議案67号の討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手でお願いいたします。

初めに、議案第66号 鴻巣市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鴻巣市吹上福祉活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 3 分)

---

(開議 午前 1 1 時 2 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
再開は 1 時といたします。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 4 分)

---

(開議 午後 零 時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。  
福祉課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(福祉課長) 午前中の加藤委員さんのほうから議案第 67 号の吹上福祉活動センターの施行日が令和 2 年 2 月 1 日の理由はということでお答えします。

4 月 1 日から料金規定がなくなります。そのため予約が 2 カ月前ですので、それを考慮しますと 2 月 1 日にこの施行をして、予約開始ということでさせていただくという理由で 2 月 1 日ということになりました。  
以上です。

(委員長) 次に、議案第 57 号及び議案第 68 号から議案第 72 号までの使用料に係る 6 議案について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) では、議案第 57 号、鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部の改正につきましてご説明いたします。

この改正は、基本方針に基づき使用料の額を改めるほか、新たに令和 2 年 2 月開所予定の(仮称)北新宿児童センターに関する規定を追加するものです。使用料の改定につきましては、別表第 2、箕田児童センターの絵画工作室と集会室を 100 円から 200 円に、あたご児童センターの絵画工作室を 100 円から 200 円に、児童集会室を 100 円から 150 円にそれぞれ改定するものです。また、市内在住、在勤、在学以外の者のほか、一定の要件に該当する場合は使用料に 2 を乗じております。

なお、改定額の算定方法につきましては、サービスの提供のための人件

費や施設の管理運営に要する物件費などから算出した原価にサービスの性質に応じた受益者負担割合を乗じた金額を算出する方法を新たに定めまして、この基本方針によりまして算定いたしました。改定後の使用料は令和2年4月1日からとする予定でございます。

次に、（仮称）北新宿児童センターにつきましては、現在令和2年2月に開所する予定で準備を進めております。今回の条例の一部改正では、この（仮称）北新宿児童センターの名称と所在地を鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の第2条及び別表第1に追加するものです。なお、今回の改定にあわせて第9条の文言の整理もさせていただく予定でございます。

以上でございます。

（福祉課長）議案第68号 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき使用料の額を改め、鴻巣市、桶川市または北本市に居住する満60歳以上の使用料を1人につき1日当たり100円とするものです。

なお、鴻巣市民に限り施行規則により免除する予定です。

以上です。

（生涯学習課長）続きまして、議案第69号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、本年8月に定めた鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、本条例における使用料の額を改めるものです。基本方針の中で使用料の算定方法等について定めており、公民館、生涯学習センターの使用料につきましては、現行使用料と基本方針に基づき算定した額の差が2倍以内のものは据え置きとし、2倍を超え5倍以内のものは現行使用料の1.5倍、5倍を超えるものは現行使用料の2倍としております。また、基本方針では使用料の割り増しに関する基準を設けており、市外の利用団体に対して市内団体使用料の2倍の額を設定いたしました。その他、別表第2の備考に記載のとおり、吹上生涯学習センターのギャラ

リーについては近隣市の状況を参考にして、貸し出し単位を1時間から1日に変更させていただいております。施行日は、受け付け開始となる令和2年2月1日で、経過措置としまして適用日を4月1日としております。

また、使用料改定とあわせて（仮称）吹上北側生涯学習施設の新設について条例改正をさせていただいております。別表第1号に記載のとおり、（仮称）吹上北側生涯学習施設の生涯学習センターの部分の名称を建設地の名称から北新宿生涯学習センターとし、令和2年2月18日より供用開始するものです。利用受け付けの準備行為が必要となるため、2カ月前の令和元年12月18日を施行日といたします。

なお、今回新使用料が令和2年4月1日から適用されることとなる中、今年度中、つまり供用開始の令和2年2月18日から3月31日までの間は広く多くの方々にセンターを利用、体験していただきたいと考え、使用料を設定せず、経過措置としまして4月以降新たな使用料を適用することとしております。

説明は以上となります。

続きまして、議案第70号 鴻巣市文化センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、本条例における使用料の額を改めるもので、現行料金と基本方針に基づく算定額との差が2倍を超える大ホール、小ホールについて料金改定の対象といたしました。改定金額につきましては、他市の同類施設の利用料金から大幅な差異が生じないように考慮し、埼玉県内にある各市文化会館のうち座席数1,200席から1,300席程度で、市文化センター大ホールと同等規模のホールの平日における全日利用料金の平均値を基準として比率を算出し、大、小ホールの午前、午後、夜間等の他の区分について、その比率により利用料を算出しております。また、基本方針に基づく算定額との差が2倍を超える楽屋が一部ございましたが、楽屋はホールを利用する際にあわせて使用する場合が多く、利用者の負担軽減を図り、据え置きとさせていただいております。

なお、会議室や練習室等、その他の施設利用料金につきましては、算定額との差が2倍以内であったため、基本方針に従い、改定を行わず現行料金で据え置きとなっております。

本条例の施行日、いわゆる予約受け付け開始日は令和2年4月1日とし、文化センター大ホール、小ホールは1年前から受け付け開始となるため、経過措置としまして、1年後の令和3年4月1日利用分から新料金を適用することといたしました。

説明は以上となります。

続きまして、議案第71号 鴻巣市映画館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、本条例における利用料金の額を改めるもので、多目的ホールA、Bともに平日料金は現行利用料金と基本方針に基づく算定額との差が2倍以内であったため、改定を行わず、現行料金を据え置くことといたしました。

一方、土曜日、日曜日及び休日の現行利用料金は多目的ホールA、Bともに算定額よりも高かったため、算定額まで引き下げすることといたしました。

施行日は、令和2年4月1日といたしますが、多目的ホールは6カ月前から受け付け開始となるため、経過措置としまして、6カ月後の令和2年10月1日利用分から新料金を適用することといたしました。

説明は以上となります。

(スポーツ課長) 続きまして、議案第72号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、鴻巣市使用料等適正化に関する基本方針に基づき、鴻巣市体育施設の利用料金を改正するものです。総合体育館弓道場及びコスモスアリーナ弓道場は、料金の変更はなく、運用方法を変更するものです。コスモスアリーナジョギングコースは料金設定を廃止するものです。陸上競技場専用料金、陸上競技場団体共用料金、陸上競技場個人共用料金、吹上荒川総合運動公園料金、天神テニスコート、常光テニスコート及び吹上富士見テニスコート料金は、基本方針に基づいた料金に改定するも

のです。かわさとグラウンドゴルフ場料金は、今まで無料でしたが、受益者負担の考えに基づき、算定額の料金を徴収するものです。

利用料金の改定時期につきましては、施行日を令和2年4月1日といたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（諏訪）1つずつ行ったほうがよろしいでしょうか。

（委員長）はい。

（諏訪）そうしましたら、議案第57号ですが、こちらのほうは児童センターですけれども、児童は基本的にはもう無料でということと、目的以外に使用したところだけが対象となるということなのですけれども、箕田児童センターの実際に利用されている方々がどんな目的で、どんな使用目的で使っているのかということと、まず使用目的です。

（こども応援課長）お答えいたします。

箕田児童センターの目的外での使用の利用状況ということなのですけれども、まず集会室のほうなのですが、こちらは太極拳やひまわり、ヨガなどのサークルが、全面カーペットが敷いてあるため、こちらの部屋を利用しております。それと、絵画工作室なのですけれども、こちら図工室のような机や椅子が設置してあるため、陶芸等のサークルが利用をしております。準備室のほうは会議室形式でさまざまな団体が会議で使用しているという形となっております。

以上でございます。

（諏訪）市長の説明だったと、こう思いますけれども、これからはインターネットでの申し込みが可能となるというふうに伺いましたけれども、それもこの条例が施行するときからということになりますか。

（こども応援課長）こちらのインターネットでの予約に関しましては、生涯学習課のほうで行っております公民館の予約のほうとあわせまして、児童センターのほうもインターネットで予約ができるようにシステムのほうをつくる予定となっております。

以上でございます。

（諏訪）議案第68号なのですが、こちらのほうは高齢者福祉センターの料金のほうを改正するというものなのですが、高齢者福祉センターというのは、この北本市、桶川市と鴻巣市で県央で相互に利用しているようになっているということなのですが、協定書を結んでいるというふうになっておりますが、協定書にこういった料金の体系なども記載されているのでしょうか。

（福祉課長）料金については、その市で皆さんまちまちになっております。ですので、今の現在の利用料金ですが、北本市が60歳以上の方は100円、60歳未満の方が300円、それと3市以外の方は500円をいただいております。桶川市は60歳以上は無料、それと60歳未満の方は200円、3市以外は300円とまちまちになっておりますので、相互利用協定で市内料金としております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、条例が通ったときにはこの相互利用に関する協定書というのはまた新たに結び直すということになりますか。

（福祉課長）協定書については見直しはしません。

以上です。

（諏訪）見直しをしないのは何か理由がありますか。

（健康福祉部副部長）協定については、鴻巣市の施設全体として結んでいるものでありまして、個別に一つ一つの施設の利用料金を提示しているのではなく、それぞれ同じ市民と同額でご利用になれるというような協定になっておりますので、個々の施設に対しての協定書というのは結んでいない状況になっております。

以上です。

（諏訪）料金のことが記載されていると先ほど伺いましたけれども、その辺の変更はないのでしょうか。

（健康福祉部副部長）料金については、それぞれに記載しているわけではなくて、先ほど申し上げたのはそれぞれの市で規定している料金のことでございます。

（諏訪）69号ですけれども、吹上の学習センター、ギャラリーが今度時間の料金設定ではなく、1日単位でというふうに伺いましたけれども、この1日というのは利用時間全てなのでしょうか。ちょっとその辺を確認したいと思います。

（生涯学習課長）1日というのは、9時から9時半までです。ただ、連続して借りる場合がありますので、そのときは3日間とか5日間とかというのはずっとそこを絵画等を置くことができるようになっております。

（諏訪）そうしますと、今まで時間貸しであったために、例えば3日間通しで借りたいと言ったときにはどういった料金をいただいていたのでしょうか。

（生涯学習課長）実際貸し出しをするときは1時間で、やはり9時から9時半までということ、時間帯までしか料金は設定しておりません。

（諏訪）そういたしますと、今回このギャラリーの1日単位でということになりますと、結果的には費用が安くなると思ってよろしいのでしょうか。

（生涯学習課長）今回の場合は、やはり1時間で算定額を比較をするのですが、2倍以下であったため据え置きになっていますし、12.5時間借りることにはなるのですが、端数処理の関係があって1,200円という価格になっています。ですから、料金としては少し安くなっているという形になります。

（加藤）68号なのですけれども、高齢者福祉センターの利用の件なのですが、これ相互利用ということで桶川ともう数年前、それこそもう十数年前からそういう相互利用ということでやっていますよね。これというのは、例えば桶川の方とか北本の方が鴻巣に来て利用されるときに、証明書か何かを見せるような形になるのでしょうか、まず。

（福祉課長）それぞれの市では利用券を発行しておりますので、利用券持ってきていただきます。ただ、鴻巣の市民、60歳以上の方について、利用券を持ってきていただければ無料とします。

以上です。

(加藤) 他市の方は、その市の利用券を持ってきていただければそれが証明になるというふうなことです。ただ、先ほど桶川自体は無料、北本が100円で、これ北本の方は全く無料になっていなくて、実際北本市の方が北本を利用するときには100円を支払っているという理解になるのですか。そうすると、鴻巣に来たときには今度200円。桶川市、北本市に居住する者に当たっては1日当たり200円となるということです。北本と桶川の方が鴻巣を使う場合は200円です。鴻巣市民が使う場合は一応100円という料金設定にはなっているけれども、証明書というか、それを持ってくれば無料で鴻巣市民は使えるわけです。では、逆に鴻巣市民が桶川なり北本に行ったときには、どういう料金設定になっているのですか。

(福祉課長) 鴻巣の人が北本、桶川に行った場合の利用料金ということだと思いますが、それは北本市の利用料ですので、今でいえば60歳以上であれば北本市のセンターに入る場合には100円を払う。そして、桶川市の場合には無料ということになります。

以上です。

(加藤) それぞれの市で設定していることなので、鴻巣がどうということとはできないかもしれないのですけれども、ここの高齢者福祉センターのみならずほかの相互利用ということもやっているから、このことだけでどうということとはできないかもしれないのですけれども、今回この改正に当たった中で、北本とか桶川などもいろんな面でこういうもの、条例改正とかいろんなことをやる中で、そういうお互いの相互利用のできる場所についての料金的なものとか、そういうものというのは、この話し合いということとはできないのですか。例えば同じ料金に設定してもらおうと、この施設に関して同じような利用料金に設定するとかというような話し合いとかというのは、そういうことはもともと不可能なのですか。

(健康福祉部副部長) 初めに、先ほどおっしゃっていた200円というのは、鴻巣市に北本市、桶川市の方がお見えになった場合は100円に今回設定をします。100円という形になります。先ほど200円というのは、60歳未満の方がご利用になるとき、これについては200円で、3市以外の方が

ご利用になる場合は500円いただくというような形になります。

今お伺いいただいている全体的なことでは要するに統一ができないのかというお話だと思っておりますけれども、現行で北本市が100円、桶川市と鴻巣市は無料という形になっているのですが、実際には北本市すぐ隣ですので、100円払わずに鴻巣市のほうへかなりの方が流れてきているというような状況もございまして、そんな面もあって北本市と同額の100円に設定をさせていただこうというような経緯がございまして。同じように桶川市についてもこの後料金の改定を考えているとお話聞いていますので、恐らく同じような形の100円の設定になるのではないかなというふうに考えております。ただ、鴻巣市の場合、高齢者の方から100円を取るかということと、規則のほうで鴻巣市の利用券をお持ちになられた方については免除をするというような形を今回とらせていただくというようなことになっております。

以上です。

(加藤) 今現在、実際北本の方が、先ほど向こうの、本当に馬室のほうに白雲荘あるわけですから、北本から近いので、かなり利用されている方いらっしゃるという今話ですけれども、桶川から実際鴻巣まで来ている、逆にこの鴻巣の方が北本、桶川まで行っているという実績というのはいくらもおありなのではないでしょうか。

(福祉課長) まず、鴻巣の白雲荘になりますけれども、平成30年度です。鴻巣の市民が2万7,680人、北本市が9,739人、桶川市が913人、それ以外のところから73名の合計で3万8,405人の方が利用をされております。逆に今鴻巣から北本、桶川のほうに行っている人数のほうは、ちょっと把握はしておりません。

以上です。

(加藤) かなり北本の方が本当に9,000人以上も来られているということで、確かに私も何度か行って見たのですが、例えばカラオケなんか持ち込んでも、何時までもういっぱいで申し込めないみたいぐらいに、そのぐらい皆さん来ていらっしゃるのだなということと、いいことなのではけれども、そこにはかなり北本の住民の方が利用されていると。それは別

に北本の市民だからだめということもちろんないわけでもいいのですけれども、では先ほどの料金も今すぐにはどうでないけれども、大体ほぼ同じような利用の仕方ができるという理解でよろしいのですね。では、そういう理解でよろしければこの件はいいです。

（福祉課長）桶川市のほうもこれから見直しのほうがされると思いますので、また同じような統一のようになると思います。  
以上です。

（加藤）では次、69号のほうに行きますけれども、私も一番吹上学習センターが近いので、ほかのところは余り状況がわからないので、吹上の学習センターのことになるのですけれども、今まではギャラリーが1時間単位で利用していたものを、これ資料見るとある人が、何で100円がこんな1,200円にもなるのだとよくよく資料を見たら、これは時間が100円だったということですよ、今まで。それが今度9時から9時半までの12時間単位の中で今度1,200円になるということで、今までは0.5時間多かったわけですがけれども、それを1,200円になるということで、今までよりはかえって料金設定が安くなるというふうなことなのですがけれども、あそこのギャラリーでなくて、何というのですか、通路のところに展示できるスペースがありますよね。それは今までどおり全く対象にならずに借りることができる。ただ、あそこの場合も全く個人的な分とか、ギャラリーもそうなのですがけれども、ギャラリーで例えば自分の個展ではないですが、そういったものをやりたいというふうな希望があったときには、それは無理なのでしょうか、個人的な利用というのは。これは、ギャラリーにしても、無料のあそこの通路にしてもですがけれども。

（生涯学習課長）済みません。公民館は、社会教育施設の中で一定の団体での貸し出しということになっていきますので、個人で借りるとしても何人かお仲間と一緒に利用していただくようお願いしています。

以上です。

（加藤）私もちょっとこの辺の関係で一般質問も出していますので、いいです、これ。これやはり基本方針に基づいた中での料金設定ということで1.5倍とかなるといふふうなことでの設定になるわけなのですが、か

なりこの資料なんかを見ますと、この吹上の学習センター全体のなのでしょうけれども、利用時間がかなり多いというのがありますよね。今度北新宿のほうにできればかなり緩和されていくのかなというふうに思うのですが、きのうでしたっけ、市長の話の中で、こういった施設はこのシステムによって今まではやれていないけれども、今後そのようなことも考えているみたいな話がちらっとありましたよね。前の予約の仕方と今現在もう何年もたっていますけれども、変わっているのですが、では例えば大体いつも2カ月前の朝、本当にこの日使うまで2カ月前で予約するではないですか。ダブったときにはその中で話し合いが抽せんというふうにはなりますけれども、電話での受け付けだとか何かする中で、そういうダブったりなんかしたときはどういうふうな調整をしようというふうになるのですか。

(生涯学習課長) システム予約についてのご質問でよろしいですか。それにつきましては、スポーツ施設がもう既に市のホームページの中に入っているのですが、それと同じような扱いになりますので、毎日2カ月前の当日に並ぶようなことがなくなりまして、月の頭の1日から7日までの間に予約をしてもらって、2カ月後の丸々1カ月分についての予約が可能となります。ただし、お部屋等がかち合いましたら抽せんという形にはなる予定でございます。

以上です。

(加藤) 私もスポーツ施設ではそうやって使ったことないので、全然知らなかったのですが、そういう1週間前で月のあれでそういうふうな予約の仕方になるということなのですね。もともとはあそこは使う前の2カ月でなくてその月の2カ月前で1カ月分がとれたというふうな、そういうシステムだったのですよね、以前は。2カ月前の月のその月、例えば2カ月後、今9月ですから、11月分のそこを何回かとれるというふうなことで以前はやっていたのですけれども、今は本当その使う日の2カ月前、1カ月前でないと、それを過ぎてしまえばそれはあいていけば使えるということはあるのですけれども、そうなのですから、それでは時間的に余裕を持って予約ができて、そこであいていけば使える。も



金も高くなってしまふということはあるのかもしれないのですが、もうあそこができて二十数年ですか、あれが、もうたっているのですかね。私もほらまだそのころは吹上町の土地でしたから、どのぐらいたっていたかというのはちょっと認識ないのですけれども、それなりに建築年数も過ぎてきているわけです。そういう中で、やっぱりただ客席云々というふうなことでのそういう料金設定を基本方針に基づいて変えるという、そういうことというのは、全然中の施設のことなんかは関係なくやっぱりそういう一般的なことでの料金改正になるのですか。

（生涯学習課長） 県北においては、この規模の文化センターというのは鴻巣市以外には久喜市と羽生市にあるのですけれども、久喜市に関しては昭和62年に建てられたホールなのですけれども、やはり大ホールで1,218席で金額としては平日の全日で10万6,000円だったのです。ですから、鴻巣市の料金というのがその3施設の中で一番低価格であった状態で、しかも平成12年に建てたどちらかということ、この大きい規模の施設にしては近い、最近に建てた施設という中では料金が一番低かったということもありまして、全体の中でのバランスということで料金を上げさせていただくことを考えました。

以上です。

（加藤）では、ちょっと72号のほうに行きたいと思います。今まで川里のグラウンドゴルフ場が無料であったものを有料にするということなのですが、まず大体グラウンドゴルフというのは若者の施設でなく、どちらかといえばやっぱり高齢者向けの施設なのかなというふうに認識するのですが、やはり今まで無料であったものをというふうなことは、まずはどういったことから今回は有料にというふうなことになった経緯を教えてください。

（スポーツ課長） お答えいたします。

委員のご指摘どおり、かわさとグラウンドゴルフ場は今まで市内無料施設ということで利用をしていただいておりますけれども、今までも時期によっては月に6回以上の芝刈りを行うなど維持管理に相当な金額のほう、費用は発生しておりました。それと、以前はかわさとグラウンド

ゴルフ場におきましては、連盟等で維持管理のお手伝いをさせていただいていたというような話も聞いております。ただ、現在は指定管理のほうが入りまして維持管理のほうしっかり行っているということで、今回の受益者負担の原則に基づきまして料金をいただくというような形でお願いしているところでございます。

以上です。

(加藤) それと、吹上にあります多目的グラウンド、堤外ですね。それというのも、多目的グラウンド、これがそうでしたっけ。400円が800円にと、これとはちょっと違うのでしたっけ。いいのですよね。ここの400円が今度800円にとかと、1時間当たり。全面がそういうふうになり、1面では幾らとかというこの表、こういうふうに変更料が変わるというふうなことの表示ですよ、これ。これって今までここは高齢者の方たちというのは免除されていたのでしたっけ。今までちゃんと支払って利用していたのでしたっけ。ちょっとその辺まずお聞かせください。

(スポーツ課長) 多目的グラウンドにつきまして、今回利用料金の改定を行わせていただいております。ただ、今委員からございましたとおり、65歳以上の団体、多目的につきましては免除ということでご利用いただいております。今後につきましては、この辺につきまして規則のほうでまたちょっと調整を考えているところでございます。

以上です。

(加藤) 規則で考えているということは、一応料金設定はこうなるけれども、65歳以上の人はその規則のほうで免除するとか何かという、そういうことを考えているということでしょうか。

(スポーツ課長) はい、そのとおりでございます。

(加藤) 川里のグラウンドゴルフ場は、先ほどの理由というか、有料にするというふうな内容の説明があったわけですがけれども、65歳以上であれば、これは全く関係なくこの料金設定のまま今後は使用するというふうになるのですかね、こっちは。

(スポーツ課長) はい、そのような設定で考えております。

(加藤) それと、パークゴルフ場なのですが、今回はパークゴル

フ場は何の変更もなくということですが、前からも議員の中でも一般質問なんかも出ていますけれども、この利用者がかなりいらっしゃるわけですが、その中でも先ほどの白雲荘ではないですが、他市からの利用者もかなりいらっしゃるというふうな話も聞いています。そこで、やっぱり今近くに、吉見にもパークゴルフ場とか近隣にもあったりもちろんしますけれども、健康づくりのために他市の市民の方にも利用していただくの結構なのですが、やはり相当の管理運営費も指定管理として出しているわけで、やはり他市の人利用についての料金設定を変えるというか、そういうことというのは今回のこの基本方針の中のいろいろの改正の中でこのようなことは考えが、検討したというふうなことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

今の委員のご指摘なのですが、確かに今回吹上パークゴルフ場については、料金の変更はございません。また、市外、市内料金というの、格差をつけてというのもございません。これ以前スポーツ振興審議会のほうでも料金改定につきまして相談をいただきまして、ただパークゴルフ場につきましては通常のゴルフと同じように4人1組なりということでプレーをすることが多くございます。その関係で同じ組で回る方が、片方が市内だから幾ら、片方は市外だから幾らということで格差をつけるのはいかがなものかというようなお話もございまして、今回も現在の状況のまま料金変更はありませんけれども、特にその辺の話、市外、市内の区別つけるということはございませんでした。

以上です。

(橋本) それでは、まず68号なのですが、私も白雲荘がすごく近いので、あるとき北本の方から、おふろがぬるいと、そういうふうにお叱りを受けて、そうしたら後から北本の人だったと。頭来たのですけれども、そういうことありましたが、これでちょうど私ももう60を超えましたので、利用券をもらえばただで入れるということなのですが、利用券というのは僕のところに来ていないのですけれども、それは申請とかするものなのでしょうか。

(福祉課長) 今、65歳の誕生日になったときには市のほうから郵送されるのですが、60歳の方については市役所とか、あとセンターの窓口で交付はできます。交付していただけます。申請していただいてももらえるということになっております。

以上です。

(橋本) わかりました。では、早速、多分ここ小泉委員以外みんなもらえると思うのですけれども、わかりました。では、それは早速利用させていただこうかと思えます。

あと、69号であります。これで大体100円が200円とか150円に変わっていますけれども、体育室が300円から600円というかなり、いや、倍ですね。そうすると、皆さん1時間では終わらないので、2時間、3時間と借りている方、そしてまた毎週同じ時間に使っているような方、団体もいると思うのですけれども、そういう方にはかなり負担が多くなっていると思うのですけれども、そういう方に対して何か配慮とか、そういうことはできないものでしょうか。

(生涯学習課長) 料金を設定する中で、算定の基礎というのが、面積案分の部分がありまして、今回体育室のような大きい、広いお部屋のほうは2倍という形にはならざるを得ませんでした。金額の配慮というのは、現時点ではございません。

(橋本) それでは、70号、この近隣市で1,200人から1,300人というのは久喜とか行田というふうに聞いたのですけれども、さっき聞いたのはそこが今鴻巣より高い、本市より高いということでこれは設定したということによろしいのですか。

(生涯学習課長) 県北で同じような規模の施設については、鴻巣市が大ホール平日全日で現在7万3,000円です。久喜市につきましては、同じ条件で10万6,000円。羽生市には、8万6,000円で今利用料金が設定されている状況です。

(橋本) これ例えば大ホールなんかいろんなイベントとか入場料取るようなイベントがあるのですけれども、これまでと同じ値段設定で貸すのですか。

(生涯学習課長) それにつきましてははもともと条例の中で規定されてお  
りまして、商業宣伝行為につきましては利用料金の1.5倍、また入場料を  
取る場合は入場料に応じて1.2倍、1.5倍、2倍というように利用料金は  
設定されております。

(橋本) そちらのほうの利用料も今回改定できなかったのかどうか、そ  
れちょっとお伺いします。

(生涯学習課長) 基本的には、基本の利用料金を上げることのみが今回  
の改定になっております。

以上です。

(橋本) それは入場料を取るほうで、それはほかの例えば久喜とか行田  
でしたっけ、羽生でしたっけ、同じようなそこ等の比較したら鴻巣のク  
レアは高いのか低いのかというのはどちらでしょうか。

(生涯学習課長) 調べる限りですと、久喜市は商業宣伝行為をしますと  
2倍になっています。羽生市につきましては、1.3倍、1.6倍、1.8倍、ほ  
ぼ同じような傾向があると思います。

(橋本) わかりました。もういつかは、それは高めのほうに人が入るよ  
うでしたら、一定の設定をしていただきたいと思いますけれども、あと  
もう一つ、私もよく小ホールですけれども、夜間をちょっとお借りする  
のですけれども、その事務の関係ですが、例えばマイクとかそういうの  
借りると6時半までに精算をしてくれと言われるのですけれども、これ  
終わるのが大体8時とか9時の場合、どうしても先にやれと、やってち  
ょうだいと言われるのですけれども、これというのは今回こういう機会  
ありましたので、改善はすることできないか、ちょっとお伺いいたしま  
す。

(生涯学習課長) 現時点で変えるということちょっとお約束はできない  
のですが、そういう要望というか、ご希望がありましたということにはち  
ょうと伝えさせていただきます。済みません。

(橋本) では次、71号の多目的ホール、これ本会議でもAとBがあって、  
少ないときは何か映画に変えるということだったのですけれども、これ  
ってどういうときにその映画、これ一般のティ・ジョイでしたっけ。テ

イ・ジョイにどちらかを前もって渡すというのですか、貸すような形と  
るのでしょうか。

（生涯学習課長）施設の貸し出しの関係がありまして、Bホール、映画  
が上映できるような多目的ホールのBのほうにつきましては6カ月前か  
ら予約ができるのですが、利用日の90日前というふうな規定がございま  
して、90日以降は貸し出しをすることができなくなるので、映画のほう  
に転用させることができる状況になっています。

（橋本）実際今までかなり、映画といえば改めてかなり前から予告とか  
何かしないといけないと思うのですけれども、かなりこのBのほうです  
か、使われているような実績があるのでしょうか。

（生涯学習課長）30年度の実績としましては、Bホールは一度も一般の  
方が利用していない状態にはなっています。映画館として利用している  
のが事実でございます。

（橋本）それ30年、29年、それ以前もそういう実績はないということ  
ですか。30年だけ。

（生涯学習課長）失礼しました。29年は、1件利用がありました。  
以上です。

（橋本）では、72号の体育施設ですけれども、これ弓道場が改定になる。  
4分の1面が100円から、共用というのですか、共用500円というのは、  
これってちょっと私は弓道よくわかりませんけれども、これはどうい  
った意味なのでしょう。

（スポーツ課長）弓道場の利用につきましては、一つの矢を打つところ  
で約2名まで利用できるということで、今までは一区画で100円という料  
金体系だったのですけれども、それを2人までですけれども、1人50円  
で入れるようにしたということで、料金の変更はございませんが、あく  
までも運用の方法の改定になっております。

（橋本）とても何か安いような感じがするのですけれども、これはやっ  
ぱりほかの弓道場に比べても同じような感じの単価なのでしょう。

（スポーツ課長）済みません。ちょっと近隣のもの、手持ちにないので  
すが、コスモスアリーナと総体にやはり同じような施設がありまして、

その辺を同じような形、これは弓道連盟のほうからの要望もあった関係もありまして、同じようなシステムのほうに運用を変更したということで、済みません、近隣の情報は今手元にはないので、申しわけありません。

（橋本）あと、陸上競技場ですけれども、本会議で個人も使っているという話を、個人でも使えるのだと思うのですけれども、これとかナイターだとかそういうときでも個人も使っているのでしょうか。

（スポーツ課長）ナイターでの貸し出しは、済みません、ございません。

（橋本）あともう一つ、総合体育館、これが「ノーサイド・ゲーム」で使われていたのちょうど僕ずっと見ていたのですけれども、ああいう企業に貸し出すときのあれは、有料で貸し出しているものなのですか。

（スポーツ課長）当然通常の料金とは別ですけれども、使用料についてはお支払いいただいております。

（橋本）別というのは、これ何か高いとか、安いとか。

（スポーツ課長）スポーツ利用とは別になりますので、金額的なものは別になります。

（橋本）わかりました。

では、以上です。

（金子）初めに、第57号のところで、先ほど前委員のほうからも……児童センターないです。済みません。68からです。申しわけありません。68、この中で先ほど規定の中では2項、利用者のほうということで、鴻巣、桶川、北本、居住する人は1人当たりということで、鴻巣市は100円ということになってはいますが、200円。その他の者にあっては1人1日当たり500円と非常に、2.5倍と。利用者も少ないということで、珍しいのかなと思うのですけれども、例えば近くでは吉見も近いのですよね。ただ、吉見は違うところに、近くにあるのかなと思うのだけれども、それとは別にどうしても来たいという人も、これも吉見も500円と。私から思うと全部同じでいいのかなというふうに。他市町村について、これは何かそういう差別って変ですけれども、それだけの差をつける意味があるのか。それがほかの市もこういうふうな形で遠い方は少し高くしよう

と。逆にせつかく来てくれているのだから、安くしても、安くはなんだけれども、同じ利用料金でもいいのかなとも若干思えるところもあるのですけれども、何かそういうふうな規定等もございましたら説明お願いします。

（福祉課長）3市以外というか、相互利用している協定以外の市ということなのですけれども、どこの市も同じような形で金額は差がついております。上尾市を調べたときもやはり市外は金額は違っていました。以上です。

（金子）そうしますと、基準に沿ってということのほうが原則として、鴻巣市はそれを原則としたということでもいいのですね。特例措置はしないということ。わかりました。

次に、69号でございますけれども、今回新しい施設ということで吹上生涯学習センター、2月にオープン、そして4月からの料金徴収ということで、非常にありがたいことだと利用者にとっては思うのですけれども、このような措置をされた背景とか、こういうこと今まであったのかどうかも含めて、今後と言ってもなんですけれども、一つの例としてこういうことをやるということになると、では次のときもどうなのだとか、いろいろなものが出てくるかと思うのです。そういうものも含めて総合的にちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

（生涯学習課長）まず、過去にそういうことがあったかといいますと、使用料を設定したのが公民館、生涯学習センターは平成19年10月1日からということなので、それ以降の施設に対してはなかった、私の記憶の中ではなかったと思っています。今回どうしてこのような設定の仕方をしたかといいますと、まず今年度中に施設はオープンする、ただし料金は今の公民館の料金と、4月に料金改定することによって料金が2段階になってしまう。それが利用者の混乱を招くという考え方で、今ほかの公民館と同じ料金にしておいて、1カ月ちょっとたったらまた新しく料金を変更するということに対してちょっと混乱を招くということを考えて、料金を今年度については設定しないことにしました。

以上です。

(金子) それは2段階の料金設定ということで考えると、行政としてはそれこそ初めてのケースとすると、今後についてとか、そういう点は方向づけということで今回こういうことが行われるわけですから、そういうのも含めてお考えがあればお答えいただければと思います。

(教育部長) 今回の場合、議会側に、市民の方にも4月開館ということですけれども、工事もおかげさまで順調に、2月ぐらいから開館できないかという、途中、5月ごろからどうにかもうちょっと前にできるのではないかということで、ちょっと人的配置とかまだ決まっていな部分があるのですけれども、ちょうど先ほど言ったように料金の変遷時期だということでこういう特例的な措置とったのですけれども、以前の場合、施設とかがつくりますと、ある程度余裕が、4月スタートとかとって3月中につくりますと、内覧会的にどうぞ、市民の方見てくださいますみたいな、そういう対応をしていた部分が多くて、今回は2月18日からスタートさせます。その後、内覧会的なことはとりませんので、使えるようなというシステムで、これこういう発想をとりましたので、当然これが前例になる部分と、あと施設をつくって、開館時期とどうしても建築工事の部分がありますので、おくれる、工期はあるのですけれども、その工期どおりいくかいかないかという部分もあるので、4月開館を本来目指していたのですけれども、順調にいきまして、2月の中ごろだったらどうにか調整できて、あけられるだろうという判断でこのような経緯に至ったので、これは一つの当然前例となって、その施設の状況に応じてこういう設定ではなくて単なるフリーに見せて、4月1日区切りでスタートさせるのがいいのかというその都度の判断になっていくかと思いますが、これは一つの当然例にはなっていくとは思っています。

以上でございます。

(金子) 私のほうからすると、私というか、考えからすると、個人的には非常にいいことかなと。ただ、それを利用者に対してもそういうふうな、こういう状況を4月からだけれども、利用者についてはサービスというか、しているのですよというのはやはり思っていただけのような、

いい会館運営していただければと思うのですけれども、それに伴ってそれだけの、1カ月半ぐらいですか、行政側が、この時期はまだ寒いですから、暖房費とかいろいろな電気料とかも負担されることになると思いますけれども、それ以上のサービスができるような評価をしていただければというふうに期待しております。いいですね、個人的な意見で。それと、次、70号、先ほど橋本委員のほうから質問等ございましたけれども、今回会館の使用料について改正でございますけれども、その中で駐車場とかはほかの例えば文化センター、ほかというか、他市とか、それと鴻巣市、料金的なもの、これは会館のほうの室料の改正ですけれども、徴収までいかないけれども、何かいろいろ駐車場等についても検討されたのかどうかお聞かせいただければと思います。

（生涯学習課長）今回については、料金の適正化という中で論議した中での条例改正なので、駐車場のことについては検討はしておりません、今回につきましては。

以上です。

（金子）駐車場以外も備品的なもの、マイクとか録音装置とか、そういうふうな備品的なものというのは、これはこの中の規則の、条例の中には入っていないのかなと思うのですけれども、これは規則とか準用か何かで料金の値上げとか、改正とか、値下げとか、そういうものについてもあわせて検討される余地があるのかなと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

（生涯学習課長）今回使用料及び利用料の適正化の中ではまず施設について検討しようという課題になっていまして、今回につきましては施設の利用料のみを検討課題としました。それ以外の備品についても基本方針の中でも新たに経費が発生するものについては別途料金を定めますとなっております。今後の課題になっていくと思っております。ただ、施設の利用料がまず上がりました。だから、次に備品というふうになっていくと、やはり利用者の方の大きいご負担になると思うので、そこを慎重に考えなければいけないと考えております。

以上です。

(織田) 第69号について1つだけお聞きします。

北新宿の生涯学習センターが新たにつくられるということで、あの辺は新しいお宅がたくさん建って、結構小さいお子さんたちがたくさんいるところなのです。それで、ユニクスの子どもの広場に結構たくさん遊びに来ているのですけれども、そういう状況なので、こういったセンターができることは大変うれしいし、またあの辺の方小学校がみんな遠いのです。だから、ちょっと遊びに行ける場所があるのはすごくいいことだというふうに思っているのですけれども、いろいろな公民館に子育てのサロンがあって、それぞれ拠点になっているではないですか。田間宮とかあたごとか、あと駅の中とか、寺谷さんもそうですよね。そういった子どもサロンを北新宿の生涯学習センターにもつくろうとしているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(こども応援課長) 子育てサロンの関係は北新宿の児童センターのほうの管轄になりまして、そちらのほうにこの後補正予算ということで計上させていただいているのですけれども、3月から新たに子育てサロンを北新宿のほうでも行いたいということで準備を進めているところでございます。

(織田) わかりました。ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

(諏訪) 済みません。先ほどまとめていなかったもので、もう一度お願いをいたします。まず、70号の文化センターでございます。こちらのほうが大ホールと小ホールのみが対象となったということなのですが、会議室等は2倍以内だったということなのですけれども、比較的新しい施設ですので、新しい料金体系になっているから、そういった状況だったのかなと思うのですけれども、その算定結果というのを教えていただけませんか。会議室はありますか。

(生涯学習課長) 議案第57号、第68号から75号まで、第80号、第81号、第84号、第85号及び第87号から89号までの資料ということで議員の皆様にもお示ししたものが使用料の見直しについてというところ、こちらに算定額が全て記載されております。

以上です。

（諏訪）71号、映画館なのですけれども、こちらのほうは値上げではなく値下げという結果になったわけなのですけれども、そうしますと過去、今までは比較的高い料金設定だったのかなという感じがするのですけれども、その辺はどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。

（生涯学習課長）平成25年からスタートした施設なので、やはりそのときに利用料金を決めるときに比較的高かったのかなというふうには個人的には考えられます。今回算定額を見ることによって比較をして、もう少し低い価格でも大丈夫だということをこちらで判断しまして、条例改正させていただきました。

以上でございます。

（諏訪）では、72号です。ここに利用するに当たって、個人が使う場合だとか、団体が使う場合というような区分けになっておりますけれども、この団体というのは人数的にはどういったものになりますか。

（スポーツ課長）陸上競技場におきましては、50人以上というのが団体、共用につきましては10人以上、あくまでも専用ということは貸し切りということになってしまいますので、そのような形でそのような人数体系をとっております。

（諏訪）これは今回の基本料金の見直しに関する一応共通したものの質問ということなのですけれども、受益者負担という言葉が使われていません。実際に利用される方々が今回の値上げで利用ができないというように、使えないというようなどころが出たらどのようにお考えでしょうか。それぞれの議案のところをお願いいたします。

（こども応援課長）まず、議案第57号に係る部分なのですけれども、価格的に100円から200円というような形で今回料金の改定ということなのですが、安価な設定だと思いますので、問題なくお支払いいただけるのではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（福祉課長）高齢者福祉センターについては、実質無料となりますので、影響はないと思っています。

以上です。

（生涯学習課長）今回使用料の適正化ということで、その施設の維持管理にどれだけの費用がかかるのかというのを、そのうちのそれぞれ負担割合が違うのですが、例えば公費で皆さんの税金で使っている分が半分、残りについて利用してくださる方にご負担いただきたいということをご理解いただくよう説明してまいります。

以上です。

（スポーツ課長）一般的に利用料金を上げることで利用率の低下懸念されますけれども、平成29年度総合体育館の利用料金を上げた際、結果として場所、場所によって利用数が減った部分もございましてけれども、トータル的に換算しますと、平成30年度につきましては、利用料金29年度上げた後ですけれども、利用数はトータル的に見ると増加する形になっております。先ほど生涯学習課長からもありまして、利用料金を上げて、さまざまなところにコストかかってくるかと思っておりますけれども、その部分は利用者の方々の要望を取り入れながら、今回の利用料金改定に関しましても行政コストを示して料金設定を明確にして、利用者にご理解いただけるよう説明をしたいと考えております。

（生涯学習課長）諏訪委員からのご質問の中で議案第71号の映画館の利用料の関係なのですが、減額されたのはなぜかということで、ちょっとご説明を訂正させていただきます。

土日、休日のみが減額されたのですが、それは基本方針の中の算定の額については平日と休日という分類の分け方がなくて、物件費に対して幾らコストがかかっているというところで決めていますので、結果として土日、休日のほうが下がったという形になっています。

以上です。

（加藤）1点だけお聞きします。

といいますのは、71号の映画館の関係なのですが、先ほど多目的ホールのA、Bのほうですか、利用件数が30年度はゼロ、29年は1件というふうなことが答弁であったかと思うのです。これでちょっとお聞きしたいのは、以前に、正式名称はちょっと私も今わからないのです

が、何とかの映画を見る会とかいう、そういう団体がありました。定期的に多目的ホールを使って、いろんな自分たちの自主上映ということで使って、結構1年の間に何回もチラシを出したりしながらそういうのを使っていた団体がいらっしやったと思うのです。もう2年か3年前ぐらいのあれですけれども。直接私も聞いたのですけれども、何かで使えなくなっただけで、できなくなったというふうな、自分たちがやれないから、やめたのではなくて、何かちょっと理由があったみたいなのですが、年に数回やっていた、そういった人たちが、ここを利用してやっていた方がなぜやらなくなったかという、もし理由がわかったら教えていただければというふうに思うのですけれども、わからなかったらわからないでしょうがないのですけれども、実際そういうことがあったかと思うのです。だから、もっと利用回数が多くあったと思うのです、その当時は。あそこができて間もなく始まったのですよね。そういう映画を楽しむ会とかなんとかという人たちが、あそこの映画館が再開して間もなくそういうふうなことで利用していた方がいらっしやると思うのですが、ある日もう今回限りでできなくなったのだということで、何か理由をおっしゃっていたようなのですけれども、はっきりちょっと私も理解できていなかったもので、もしわかればいいです。わからなければ、今ここで、わからないの聞いてもわからないということでしょうがない。

(教育部長) 以前はそのような団体があったということで私も記憶していますが、教育委員会のほうにこの4月から映画のほうが来まして、少なくとも昨年の引き継ぎはしていますけれども、それ以前のまたそういうような状況とかというのはちょっと引き継いだ話に聞いておりませんので、今後調査とか、その経緯をこちらのほうでも調べていければと思います。今の時点ではわかりません。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第57号及び議案第68号から議案第72号までの討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪)では、議案第57号、そして議案第69号、議案第70号、議案第72号に対して反対討論をいたします。

今回料金の見直しということで、ただいま申し上げた議案は全て値上げの対象となっているところなのですけれども、1つは公民館、昨日も本会議場で共産党のほうからさまざまな質疑をさせていただいたときに、社会教育法に基づいた施設だということなのですが、社会教育施設として、そこでの活動がスポーツや青少年活動などを通してお互いが考え合いながら、交流しながら地域を豊かにしていくというのが社会教育法に記載されていることなのですけれども、それを目的にしています。公民館において利益というのは、先ほどの受益者負担という、益という意味からの利益というのは利用する方だけが求められるものではなく、利益は実際に利用者に限らない、社会全体、鴻巣市の市民全体に及ぶものだという概念から、こういった公共施設の値上げに対して、本来私は使用料などは取らなくてもいいのではないかとという観点もあるのですけれども、それをさらに値上げをするということ、またその時期なのですけれども、さまざまなものがこの4月から物価が上がっています。それは市民の暮らしが今本当に大変になっているというところと、あとは10月1日から消費税が値上げが強行されるというところに来ているのですけれども、そうすると本当にトリプルパンチになるのではないかと。到底今の時期にこういった公共施設の値上げは私はするべきではないと思います。

とりわけ先ほどの児童センターのほうではヨガのサークルや、それから太極拳、そういった市民が本当に楽しみにする施設に1.5倍から2倍、大変なことだと思います。文化センターにしてもそうです。もともと金額が高いですから、私も日本共産党も年に何回か文化センター使わせていただいているのですけれども、そういったときに費用が本当に高いなという感覚がある中で、こちらのほうも値上げとなると、文化そのものが縮んでしまうのではないかなと、そういう危惧が持たれます。ですので、値上げに対する議案に対しては反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

初めに、議案第57号 鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数でございます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鴻巣市文化センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 鴻巣市映画館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時28分)



(開議 午後2時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(織田) では、23ページお願いします。3款民生費の1児童福祉総務費の中の保育課、児童福祉総務費庶務事業のところ職員手当等時間外勤務手当、賃金、臨時職員賃金、これ何人分なのか人数を教えてください。

(保育課長) 済みません、時間外勤務手当と臨時職員の賃金ということによろしいですか。

(織田) はい、そうです。

(保育課長) 済みません。まず、時間外勤務手当のほうなのですが、こちらにつきましては5人分になります。それと、臨時職員の賃金のほうは2名分となっております。

以上です。

(織田) 次に、その前に聞きたいのですが、先に見つかったので33ページ、10款教育費の学校管理費のところなのですが、工事請負費で

鴻巣東小ブロック塀改修工事ということで、これは緊急ではなくて不適當だということで工事を始めるという補正なのですが、どのようなところが不適切だったのか教えてください。

（教育部副部長兼教育総務課長）こちらの部分につきましては、まずこのす共生病院側の東小の俗に言う東側のブロック塀のところでございますが、この部分につきましては、まず道路のレベルと同じ部分につきましてはコンクリートでの擁壁、その上にブロック塀が積んであり、その上に網目のフェンスの現状というような現状ございまして、それらの部分につきましては、当然診断を受けた結果、不適合というふうな診断を受けた部分でございます。これの工法につきましていろいろ精査した中で、しっかりと設計を組む必要があるというような結論に至ったことがございましたので、今年度の令和元年度の当初予算に設計の金額を予算計上させていただき、この夏までに設計のほうは業務完了いたしましたので、その設計に基づきまして9月補正をお願いをし、今年度中の工事完了ということで目指しております。

以上です。

（織田）場所を聞きまして、あそこは大分難しい場所だなというふうに思って、桜の木の根っこなんか盛り上がっていますよね。ああいうものも全て今回きれいにして、全部整備するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）この該当します箇所につきましては、まず学校の敷地内にN T Tの電柱がございます。電柱の移設も必要となつてまいりますし、先ほど委員がおっしゃられました桜の樹木、そちらの部分につきましても抜根の作業をしなければいけないと。また、あわせて近隣に民間の駐車場がございますので、それらの部分につきましても当然設置しておる箇所がございますので、そちらのほうの工事も当然、駐車借り上げ料という部分を計上させていただいておりますが、それらの部分につきましてもクリアしなければいけないという現状でございます。

（織田）9月の21日に運動会ありますけれども、別にそこにさわって危

ないとか、今すぐ倒れるとか、そういう問題ではなくて、結局改修しないとふぐあいなところだよというところでやるというふうに理解してよろしいですね。

（教育部副部長兼教育総務課長）早急にこの部分につきまして危険という部分ではなく、あくまでも現行の建築基準法の不適合と指摘を受けている現状でございますので、すぐに危険という部分ではございませんので、この部分については私どものほうもしっかりと時間をかけて、しっかりと設計を経た中で工事のほうの着工という形を考えております。以上です。

（織田）もう一つあったのですが、発達障がいのところではちょっとお聞きしたいところがあったのですが、済みません、ちょっと見つからない。委員長、見つかった後でもう一回やっていいですか。

（委員長）はい。整理していただいて。

（加藤）まず、6ページの債務負担行為の関係なのですが、吹上小学校の給食調理室の令和5年までというふうなことの債務負担行為になるわけですが、先ほどの説明の中で3年が終わって次というふうなことなのですが、何かここ吹上地域4校っておっしゃっていたかなと思うのですが、ちょっと私の記憶だと吹上小学校は多分あのときちょうど新築か何かの関係で同時スタートではなかったような気がするのです。一斉に自校式になるといったときに。なので、その本当に4校なのか。それで、またあと同じ業者に今後も委託をするのかをちょっとお聞かせください。

（中学校給食センター所長）今回の業務委託する対象がまず4校ということになります。最初に、26年度のために、吹上地域につきましては吹上小を除いてまず3校を業務委託しておりましたが、翌年の27年度から自校式になりましたので、27年度から吹上地域は4校ということで業務委託を進めております。

次の業務委託なのですが、指名入札を予定しております。

以上です。

（加藤）では、指名入札ということで、まだどことは決まらないという

ことですね。ただ債務負担行為ということですので。はい、わかりました。

次に、歳入でなくて歳出のほうでいきますので、ちょっとこっち、13ページはいいです。23ページのところですが、先ほど来歳入があって歳出があるわけなのですが、こども応援課のところの13の委託料の関係ですが、先ほど北新宿のところに子育てサロンのことを始まるということでの補正かと思うのですが、これはこういったところに委託をするのかお聞かせください。

(こども応援課長) 子育てサロンなのですけれども、市内で今現在子育てサロン何団体か、NPO法人等をお願いしているところなのですが、そういったNPO法人ですとか、あと近隣のほうで実績のある会社等も含めまして選定のほうをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(加藤) では、何カ所かあってまだ決定していなくて、何カ所かある中のどこかにこれからお願いをするということなのですね。3月からというふうなことでさっきおっしゃっていましたが、3月というはまだ時間ももちろんあるのですが、そういったことでの市民へのお知らせというか、そういったPR的なものというのはもう既に考えていらっしゃるのでしょうか。そのやってくれるところということではなくて、市民の方へのそういう3月からやりますよというふうな、先ほど工事が順調に進んだがために2月から開館するというふうな話もあったわけですが、そういう中で皆さんやはり場所的にあそこがいいというか、ちょっともっと、本当は駅の線路の北側ということで、もっと吹上の中心のところがよかったのですけれども、私としては、でも結果的にあそこに今、間もなく建設が終わるわけですが、あの辺の方は大変楽しみにしていらっしゃると思うのです。まして北新宿の住民の方、区画整理の中で小さなお子さんたちもたくさんいらっしゃるというふうに今なっていますので、そういうところでやっぱりせつかくやっても子どもたちが誰も来なかったみたいなのでは、なので、そういうPR的なことを何か考えていることがありましたら。

(こども応援課長) お答えいたします。

本市では子育て支援ガイドブックというのをまず作成しておりまして、こちらのほうにも各子育てサロンのほうの掲載しているのですが、その表紙のほうに鴻巣市子育て支援アプリというものがございます。こちらのアプリをダウンロードしていただきますと、スマートフォンからそういった情報を見ることができますので、スマートフォンによるそのアピールですとか、またあと広報等でも掲載をいたしまして、この議会のほうで承認いただけましたならば掲載をいたしまして、積極的に情報のほうを周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(加藤) そうですね。今そういう便利な情報収集できるというのがありますから、そういうものを載せていただければ若いお母さんたちなんかはましてそういうところにすぐ目が行くのかなと思いますので、議決がされたらというふうなことですけれども、早速にそのように準備していただければというふうに思います。

次、35ページのところですが、南放課後児童クラブのところにあったそこがもうなくなるということで、吹上支所のほうに移転するという収蔵室の維持管理費の中で、資料がそちらの吹上支所のほうにということなのですけれども、これというのは、どこか何か一回あれで全部あちこちにそういういろんなものをとりあえずは収納するというふうなことがあったかと思うのですけれども、この南児童クラブから吹上支所のほうに移転するというその内容的なものというのは、どんなものがあるのですか。例えば吹上支所に持って行って、ただそこに収納しておくという、本当にそこにただ置くという、そういう形になるのですか、これって。

(生涯学習課長) 現在の旧法務局に保管されているものとしましては、平成29年度以降に行政文書と言われるものが保管されています。それと、あと書籍なんか保管されています。それについて、今保管されているものを旧吹上図書館のほうに持っていく予定でございます。市史なんかも幾つか置いてあるので、それを販売するような予定になっております。

以上でございます。

（加藤）吹上支所ですよ。図書館でしたっけ。図書館に移動するのでしたっけ。

（生涯学習課長）吹上支所の第2棟ということで、旧図書館です。済みません。訂正いたします。

以上です。

（加藤）今北新宿の事務所にしているそこの一角にということですね。では、本当に収納して、とりあえず収納しておくというふうな形になるということなのですね。わかりました。

とりあえず終わりにします。

（橋本）補正なんかほとんど無償化の関連なので、私も今加藤委員からお話しした35ページの収蔵室維持管理事業、この委託料、これ219万9,000円ですね。かなり高い。これは何が一番費用がかかっているのでしょうか。

（生涯学習課長）先ほど申し上げましたが、資料が大変多うございまして、行政文書が450箱、あと書籍なんか120箱ございまして、4トントラック2台使って8日間ほどの日程ということで計画をしています。移転作業として160万程度、あとはそれ以外の機材なんかの金額も含まれております。基本的に、そこの旧法務局のところにあった書棚があるのですが、それも解体をして向こうの旧吹上図書館のところにまた移設するという作業も含まれております。

以上でございます。

（橋本）これやはり法定期間というのですか、5年でしたっけ、この書類は、その期間が過ぎたらこれは処分するというので考えていいのでしょうか。

（生涯学習課長）公文書館法の第3条に、国及び地方公共団体は、歴史的資料として重要な公文書につきましては保存及び利用に関して適切な措置を講ずる責務を有するということで、本来ファイリングで廃棄になるものの中でも歴史的に資料価値としてあるものについては保存をしているというところがございます。

以上でございます。

（橋本）そうすると、これはみんなそういうもので、要は吹上の旧図書館も決して新しいものではないので、そうするとそこがだめになるとまた違うところに移設するということでよろしいのでしょうか。

（教育部長）吹上の支所第2棟のほうも老朽化しているのではないかということなのですが、当面の間、一番今の現行のところで長期的に置けるのはということで、あいているスペース、その部分もあるのですけれども、またこれは施設によってずっと課題になっています、資料が分散しているとかという話もございますが、そういうものの中で今後いつかは考えていかななくてはならない部分かなと思います。

先ほどの補足なのですけれども、移転費の関係なのですけれども、もともと法務局の土地台帳とかが置いてあった棚をそのままずっと転用、そのまま払い下げてもらって、そこにしまったもので、かなり強固の棚があって、個人では動かせないということで、引っ越し屋さんを使って解体、また新設するよりは動かして、新しい書棚を買うとまたかなり経費がかかりますので、最小限の経費ということで解体してまたそちらに現行の譲り受けたものをそのまま使うということで、ちょっと費用が、単なる運ぶだけではない費用がかかっているということでございます。

（橋本）わかりました。この旧法務局の跡って、もう販売は決定したのでしょうか。

（教育部長）今回別の課になりますが、法務局のほうの、まずアスベスト調査をしての予算が載っているので、実際処分をするのは来年度の予算には載ってくるのかなという状況で聞いております。

（橋本）その下の公民館庶務事業ですか、常光公民館のこれエアコンですか、エアコン。これ笠原のほうに一括でなくて部屋ごとだと思っておりますけれども、そうするとまた常光では違うところがふぐあいが出たとかいって、また追加、追加していくという感じなのでしょうか。

（生涯学習課長）昨年度まず大きな予算を12月補正でいただきまして公民館の空調の入れかえもしたのですが、まだ入れかえをし切れなかった部分が残っております。今回創作室のほうが壊れたので、入れかえをさ

せていただくようになった次第です。

以上です。

（橋本）そうすると、公民館、笠原公民館、これ非常用発電ですか、これはこの笠原で全ての公民館って非常用発電の機械が入るのかどうか、それだけ最後お伺いいたします。

（生涯学習課長）鴻巣市内には現在8館公民館がございますが、消防法施行令によって設置義務がされているのは6館あります。今回笠原公民館はナショナル製の機械ということで部品が代替もきかない状態で、新たに設置をしなければならなかったという状況です。ほかの公民館につきましても、点検作業の中で不備が発見されれば部品の取りかえという形になると思われまます。

以上です。

（橋本）では最後、8館のうち6館が必要で、2館というのはどこの公民館なのですか。必要のないというところ2館はどこの公民館なのでしょう。

（生涯学習課長）中央公民館と箕田公民館が対象外となっております。以上です。

（諏訪）1点だけ質問させていただきます。

11ページの真ん中です。地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金なのですが、これはなぜ臨時交付金なのかというところをお伺いいたします。

（こども未来部副部長）今回の10月から消費税が、税率がアップするということになりますけれども、実際に地方のほうにその歳入がされるのが令和2年度の4月以降が大部分になると。つまりこの半年間はその消費税の税率アップ分が市町村に入ってこないということで、財源不足が生じます。その財源不足を国が補填しようということで今回、地方特例交付金という中の子ども・子育て支援臨時交付金ということで歳入のほうがなされております。これにつきましては、特定財源ではなくて一般財源ということで扱われておりますので、今回鴻巣市では歳出側の23ページになりますけれども、中段よりちょっと下のひなちゃん子育て応援

基金積立金ということで相当額、2億2,000万になりますけれども、こちらのほうを積み立てて、今後計画的に子ども・子育てに広く活用していきたいという考え方で今回積み立てをさせていただいているところでございます。

以上です。

（諏訪）今回の教育の無償化、保育の無償化は本当に消費税増税の一環だというふうに言われているのですけれども、実際に無償化の法律の中には財源を消費税にするというふうには書かれていないわけなのですけれども、今後こういったことに対する文書などは国からは出ているのでしょうか。交付金にしたという文書。そして、来年からは、4月からは消費税の増税分を使いますよというような文書類は来ていますか。

（保育課長）平成31年の1月18日に総務省自治財政局交付税課のほうから「幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する臨時交付金の交付について」ということで文書が届いております。その内容につきましては、子ども・子育て支援臨時交付金の交付対象について、臨時交付金は幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づき、各都道府県または各市町村が負担する部分に対して直接交付しますということで書かれております。

以上です。

（諏訪）減免についての記載はありませんか。その後の消費税増税分を使いますということは記載されていなかったように今お聞きした感じではありましたけれども。

（保育課長）幼児教育の無償化に係る財源の確保ということで、その別紙の中では、幼児教育の無償化については、消費税率10%への引き上げによる増収分の使い道を見直すことにより必要な財源を確保する。ただし、31年度は……ごめんなさい、このときですので。初年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金も子育て臨時交付金を創設し、全額国費にて対応。2年目以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で個別団体の地

方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入と記入されております。

以上です。

(織田) 21ページの歳出のところで、3款民生費の1社会福祉総務費の中の23節の生活困窮者自立支援事業についてちょっとお聞きしたいのですけれども、24万6,000円の補正が出ていますのですけれども、これ今回か自立支援する方がふえたのか、それとも急にその事業しなければいけなくなった補正なのかお聞きしたいのですけれども。

(福祉課長) こちらは、生活困窮者の自立相談支援事業の中の住居確保給付金というものが、制度があるのですが、そちらの利用者の方が平成30年度は5人の方が給付を受けていたということで、差額の24万6,000円が生じたということであります。

(織田) 済みません。「5人の方が」の後がちょっと聞き取れなかったもので、済みません、もう一度お願いします。「差額の」は聞こえたのですけれども、5人の方の何の差額だったのか。済みません。

(福祉課長) 国庫負担金の交付決定額と実績の差額で24万6,000円を返還が生じました。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) 昨日、本会議場で共産党の竹田議員が質疑をさせていただきました。小中学校の給食費の値上げが今回入っておりますけれども、昨日も申し上げたとおり900人弱の方の給食費値上げ反対の署名をもう既に市長宛てに提出をさせていただきながら、市民の声を届けてまいりました。これ以上の値上げは困るとというのが市民の声ですので、この1点だけが、申しわけありません、反対の理由となります。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

なお、一般会計決算は歳出の事業ごとに歳入の説明を入れます。新規事業、重点事業、決算額1,000万円以上の事業について説明をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたし……

(何事か声あり)

(委員長) 月曜日。9日ですね。9月9日午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

(散会 午後5時00分)